

## 第2編 自助・共助

<b>第1章 災害への備え</b>	<b>2-1</b>
<b>第1節 自助・共助の重要性</b>	<b>2-1</b>
<b>第2節 防災に対する知識を習得する</b>	<b>2-2</b>
避難する場所の種類と役割（共通）	2-2
災害時の避難のポイント（共通）	2-3
警戒レベルを用いた避難指示等の発令（共通）	2-4
地域の特性を知る（共通）	2-5
地震・津波情報	2-6
風水害情報	2-13
大規模事故・武力攻撃等情報	2-23
<b>第3節 情報入手する</b>	<b>2-25</b>
緊急速報メール	2-25
インターネット	2-25
香南市メール配信サービス	2-26
災害伝言サービス	2-26
全国瞬時警報システム（J-ALERT）	2-26
<b>第4節 家庭での対策</b>	<b>2-27</b>
非常持ち出し品と非常備蓄品	2-27
屋内の危険箇所チェック・安全対策	2-28
屋外・建物の危険箇所チェック・安全対策	2-29
家族会議	2-32
地震保険への加入	2-33
避難カードの作成	2-34
応急手当や搬送方法	2-35
<b>第5節 地域での対策</b>	<b>2-38</b>
日頃の備え	2-38
要配慮者の支援活動	2-39
<b>第6節 事業所の防災対策</b>	<b>2-41</b>
職場での日頃の備え	2-41
事業継続計画（BCP）の作成	2-41

<b>第2章 いのちを守る・つなぐ</b> .....	<b>2-42</b>
<b>第1節 災害発生時の行動</b> .....	<b>2-42</b>
地震・津波から身を守る .....	2-42
洪水から身を守る .....	2-48
土砂災害から身を守る .....	2-49
大雪・竜巻・高潮から身を守る .....	2-50
大規模事故・武力攻撃等から身を守る .....	2-51
<b>第2節 地域で組織的に活動する</b> .....	<b>2-52</b>
災害時の主な活動 .....	2-52
集落が孤立した場合 .....	2-52
要配慮者の支援活動 .....	2-53
<b>第3節 事業所での防災活動</b> .....	<b>2-54</b>
安否確認、救出・救護 .....	2-54
二次災害の回避 .....	2-54
従業員への対応 .....	2-54
地域団体等との連携 .....	2-54
重要データ・財産の保護 .....	2-54
<b>第4節 避難所を主体的に運営する</b> .....	<b>2-55</b>
避難所の運営 .....	2-55
ペットとの同行避難 .....	2-57

<b>第3章 生活を立ち上げる</b> .....	<b>2-58</b>
<b>第1節 災害の片付け</b> .....	<b>2-58</b>
浸水後の清掃、消毒 .....	2-58
災害廃棄物の搬出 .....	2-59
ボランティアの受入れ .....	2-60
<b>第2節 様々な支援を活用した生活復旧</b> .....	<b>2-61</b>
罹災証明書を申請する .....	2-61
人的被害に対する支援を受ける .....	2-63
罹災判定に応じた支援を受ける .....	2-64
義援金品を受け取る .....	2-66
住宅再建に対する支援策を活用する .....	2-67
<b>第3節 地域の再生</b> .....	<b>2-68</b>
住みやすい地域づくり .....	2-68
地域コミュニティの再生 .....	2-68
災害教訓の伝承 .....	2-68
<b>第4節 事業所の業務再開・復旧</b> .....	<b>2-69</b>
復旧対策本部を設営する .....	2-69
業務再開拠点を確保する .....	2-69
人員を確保する .....	2-69
在庫の確認、資材の調達をする .....	2-69
通信手段・システムを復旧する .....	2-69
取引先、得意先への対応 .....	2-69
資金の応急措置 .....	2-69
<b>第5節 復興まちづくり</b> .....	<b>2-70</b>
復興まちづくりを実現する .....	2-70
地域における復興まちづくり組織の設立 .....	2-71
自分たちの新しい生活像を考える .....	2-71
新しい生活を支えるまちづくりを考える .....	2-71

# 第1章 災害への備え

## 第1節 自助・共助の重要性

東日本大震災においては、地震や津波によって、市町村長がなくなったり、多くの市町村職員が被災する等本来被災者を支援すべき行政自体が被災してしまい、行政機能が麻痺しました。このように大規模災害時における「**公助の限界**」と「**自助・共助の重要性**」が明らかとなりました。

近年の大規模災害	自助・共助の事例
阪神・淡路大震災	行政機関にも大きな被害がおよび、発災直後の避難や救助活動、その後の避難生活、復旧・復興過程の様々な課題に対して、市民や企業の自主的な活動が大きな役割を担い、人や地域のつながりが大きな力を生んだ。
東日本大震災	津波からの避難など生命・身体を守る上で、自己の判断力が問われた。また、阪神・淡路大震災と同様に市民・事業者の地域コミュニティへの参画や絆が平時・非常時に問わず欠かすことのできない重要な役割を担っていることが再確認された。
熊本地震	行政による公助を待つだけでなく、避難所生活における市民同士の支え合いや、NPO・ボランティアによる避難所運営支援や被災者の生活支援活動など、自助・共助の大切さが改めて確認された。

### ★香南市が目指すもの★

日頃からの備えと災害時の行動について、市民・地域・行政のそれぞれの役割を明確にし、自助・共助による防災・減災に向けた取組みを拡げていく「**防災・減災のまちづくり**」の推進が重要

#### 市民の役割

市民は自らの**命を守ることを最優先**とし、日頃からの備えやいざという時のための判断力・行動力を強化し、自律性を高めるとともに、地域での相互交流を深め、災害対応力の強化に努める。

- ・災害に関する正しい知識の習得
- ・避難行動・避難経路・避難場所の確認
- ・最低3日分の食料等の備蓄
- ・出前講座、防災訓練への参加
- ・地域とのつながりと支えあいを大切にする

#### 地域の役割

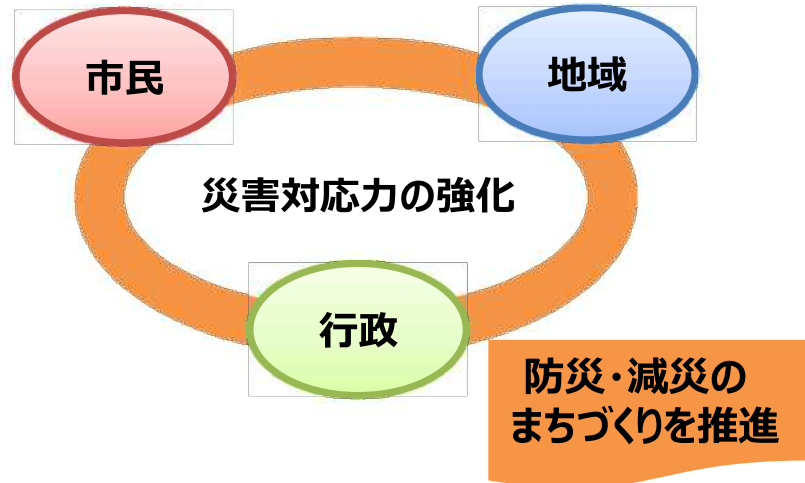
地域の自主防災組織、町内自治会、消防団、地域企業等は、日頃から地域コミュニティの維持・発展に取り組み、いざという時に**互いに支え合う地域力の強化**に努める。

- ・自主防災組織等による地域主導の防災訓練の継続
- ・地域版ハザードマップの作成
- ・地域の担い手の育成
- ・地域企業と自主防災組織等との連携・地域との交流
- ・地域企業の事業継続への取組み、防災への協力

#### 市の役割

市は、**市民の安全と安心を確保**するため、災害時には市民力・地域力・行政力を結集できるよう、多様な視点からの検討、仕組みづくりや環境の整備に努める。

- ・防災体制、組織の強化
- ・ハード・ソフト対策の着実な推進
- ・市民力・地域力・行政力が結集できる仕組みづくり



## 避難する場所の種類と役割（共通）

災害時、被害を受けるおそれがある人などが命を守るために一時的に避難する場所や住居等に被害を受けて住めなくなった人が仮設住宅などの住まいを確保するまでの間に生活する場所が必要になります。また、大規模な災害になった場合、在宅避難している人に対しても物資や生活支援情報の提供などを行う地域の支援拠点となる場所が必要になります。



避難開始・避難準備

### 避難行動

- 指定緊急避難場所への立退き避難
  - ・切迫した災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所
  - ・土砂災害、洪水等のハザード別に異なる
  - ・あらかじめ市が指定した施設・場所
- 近隣の安全な場所への立退き避難
  - ・避難行動が遅れた場合に備え、自主防災組織等が設定した地域内で比較的安全な施設等
  - ・平時から適切な退避場所を確認しておくことが必要
- 屋内安全確保
  - ・自宅内の上層階で山からできるだけ離れた部屋等に移動

自宅での生活が困難な場合や、市が避難指示等と呼び掛けている場合

避難指示等が出されておらず、自宅等の安全が確認できた場合

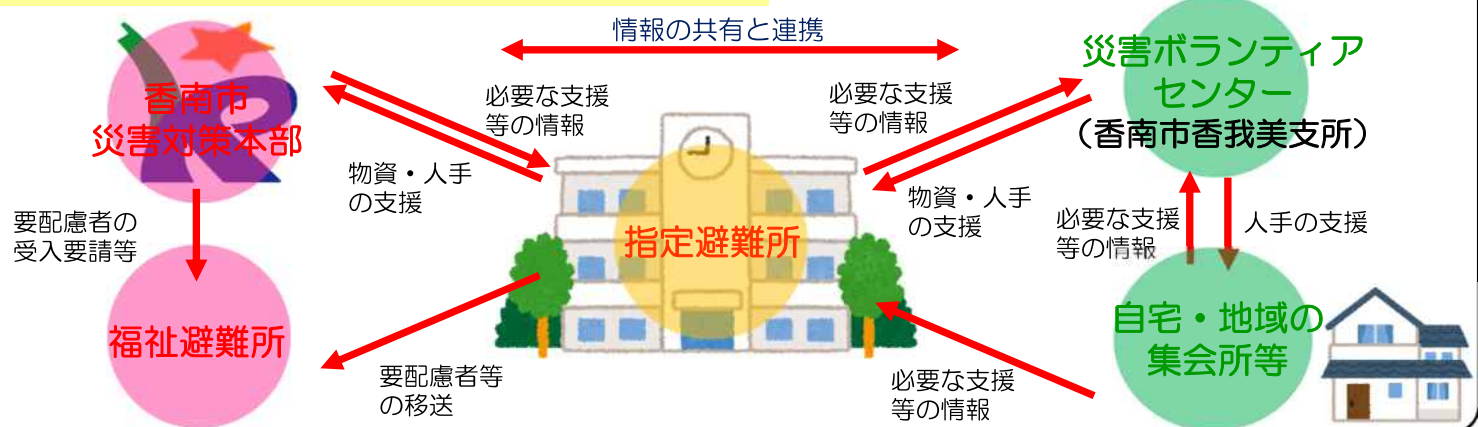
### 避難生活

- 指定避難所
  - ・災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所
  - ・あらかじめ市が指定した施設
  - ※指定避難所と指定緊急避難場所が同じ場合もあります。

- 自宅または親族や親戚、友人宅等

災害の種類により避難場所が異なります。地震、津波、風水害、土砂災害ごとに、安全を確保できる避難場所が指定されています。

### 指定避難所を拠点とした情報・物資・人の流れ



# 災害時の避難のポイント（共通）

災害が発生し、家屋内にとどまることが危険な状況になった場合は、直ちに避難する必要があります。その際には、高齢者や障がい者などの要配慮者の保護を念頭に置き、近所などにも声掛けなどをして避難することが大切です。

## 自主避難について

最近、都市部において頻繁にみられる局地豪雨のように、突発的な異常気象の場合には、市からの避難情報が間に合わなかったり、道路冠水などにより避難ができないケースもあります。身の危険を感じたら、安全な場所にいる家族や知人の家、避難所などへ早めに避難しましょう。

## 立退き避難と屋内安全確保とは

危険な状況のなかでの避難はできるだけ避け、安全の確保を第一に考えてください。屋外での移動が危険だと判断した場合は、指定された避難場所等の安全な場所への移動【立退き避難】だけでなく、自宅や近隣の2階以上へ避難【屋内安全確保】することも検討してください。

《たとえば・・・》

- 夜間や急激な降雨で避難路上の危険箇所がわかりにくい
- ひざ上まで浸水している（50センチ以上）
- 浸水は20センチ程度だが、水の流れる速度が速い
- 浸水は10センチ程度だが、用水路等の位置が不明で転落のおそれがある
- 津波が迫っていて、安全な高台に避難できない

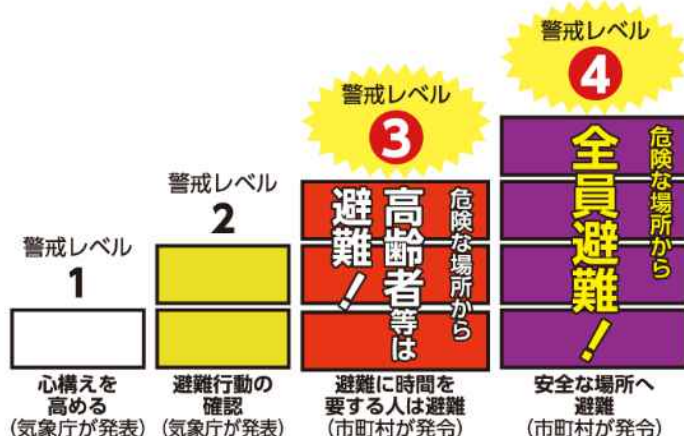


## 避難のタイミングと行動

❗ **避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。**  
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。

❗ **危険な場所から警戒レベル3で〈高齢者等は避難〉、警戒レベル4で〈全員避難※1〉です。**

※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者等に限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



警戒レベル4 避難指示で  
危険な場所から避難です

❗ **警戒レベル5 はすでに災害が発生・切迫している状況です。**

警戒レベルを用いた避難指示等の発令（共通）

住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、とるべき行動の対応を明確化しました。

防災気象情報と警戒レベル相当情報の関係

市が出す警戒レベルで確実に避難しましょう。気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に早めの避難をしましょう。

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)			
警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報)			
				浸水の情報(河川)		土砂災害の情報(雨)	
<b>5</b>	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	<b>5</b> 相当	氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)	
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~							
<b>4</b>	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	<b>4</b> 相当	氾濫危険情報	土砂災害警戒情報	
<b>3</b>	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	<b>3</b> 相当	氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報	
<b>2</b>	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	<b>2</b> 相当	氾濫注意情報	——	
<b>1</b>	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	<b>1</b> 相当	——	——	

市では、警戒レベル相当情報(河川や雨の情報)のほか、地域の土地や災害実績なども踏まえ総合的に警戒レベル(避難情報)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

# 地域の特性を知る（共通）

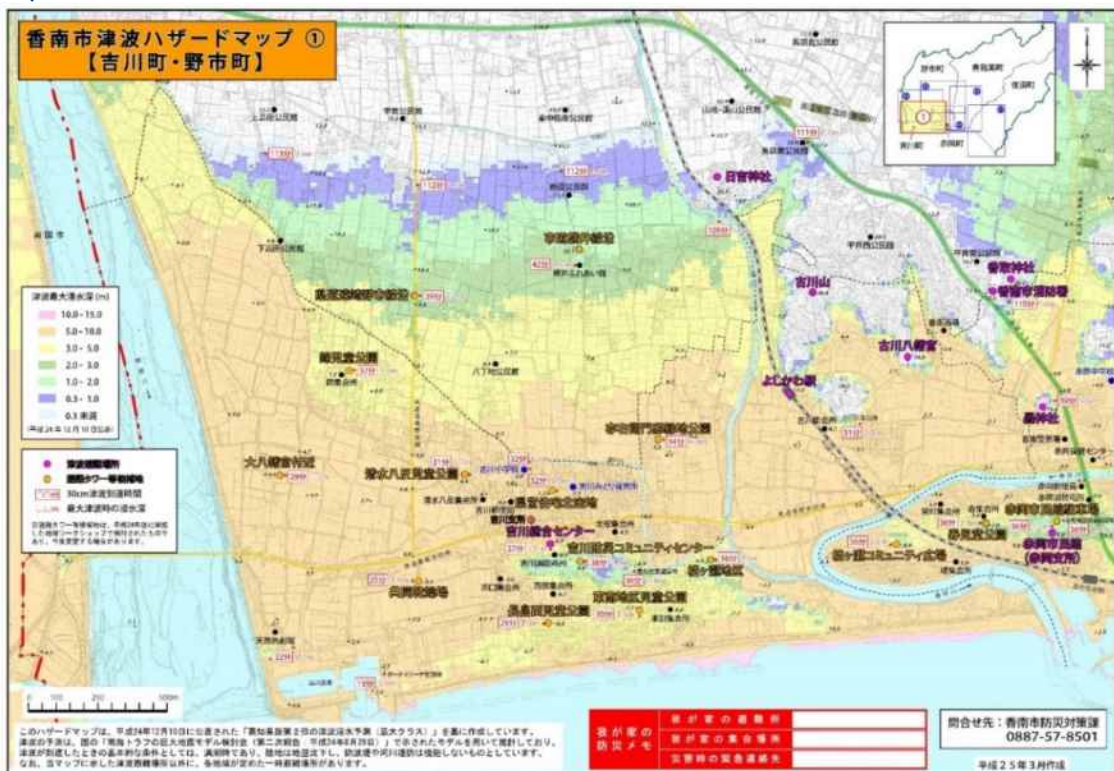
「香南市防災マップ」には、物部川の洪水による浸水想定区域や、土砂災害危険区域、津波による浸水範囲が示されています。また、各災害の避難場所・避難所、防災情報等が掲載されています。

「香南市津波ハザードマップ」には、南海トラフ巨大地震における津波浸水想定区域が示されています。また、津波避難場所・避難タワー等候補地、30cm津波到達時間、防災情報等が掲載されています。

## 香南市防災マップの例



## 香南市津波ハザードマップの例



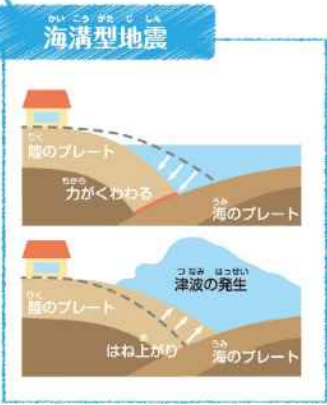
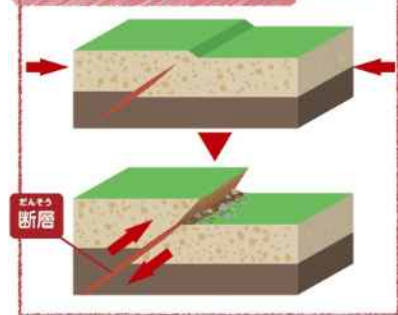
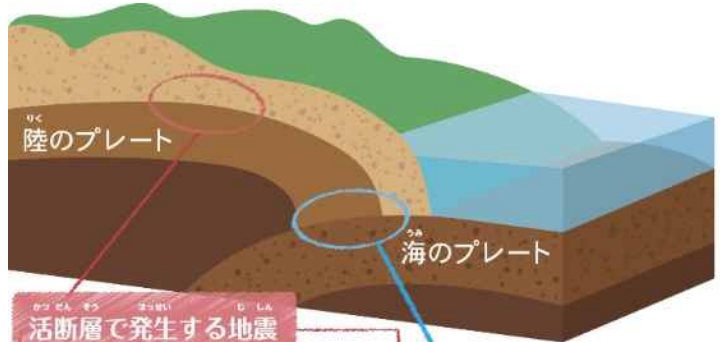


# 地震のメカニズム

## 地震発生仕組み

### ●活断層による地震

プレートに蓄積されたひずみのエネルギーが、プレートの内部で破壊を引き起こし、断層がずれて地震が発生します。1995年の阪神・淡路大震災は、活断層による直下型地震で、2016年の熊本地震は、横ずれ断層型で地殻内の浅い地震でした。



### ●海溝型の地震

日本列島が乗っている大陸側のプレートに、海洋側のプレートが毎年数センチもぐりこんでいます。その時に大陸側のプレートが引きずり込まれ、プレート同士の境目にひずみが蓄積されます。それが限界に達したときに、元に戻ろうと急激に動き地震が発生します。2011年の東日本大震災は、まさにプレートの境界域における海溝型地震でした。

出典：地震調査研究推進本部HP

## 香南市に影響を及ぼす地震

<b>活断層による直下型地震</b>	発生場所：中央構造線断層帯 発生確率：30年以内の発生確率が最大12%程度
<b>プレート境界の海溝型の地震</b>	発生場所：南海トラフ 規模：マグニチュード8～9程度（100～200年周期） 発生確率：30年以内の発生確率80%程度 (1946年の昭和南海地震以降70年以上経過)  香南市への影響：震度6強から震度7 津波の規模：浸水深30cmの津波は、香南市の海岸に10～20分後に到達し、30～40分後には平野部が内陸2km程度まで浸水する。最大浸水深は、多くの浸水想定区域で5～10m、一部地域では15mに達する。
<b>遠地地震</b>	発生場所：チリ 香南市への影響：昭和35年のチリ地震の津波で高知県内で全壊7棟の被害が発生

## 震度による揺れ方の目安

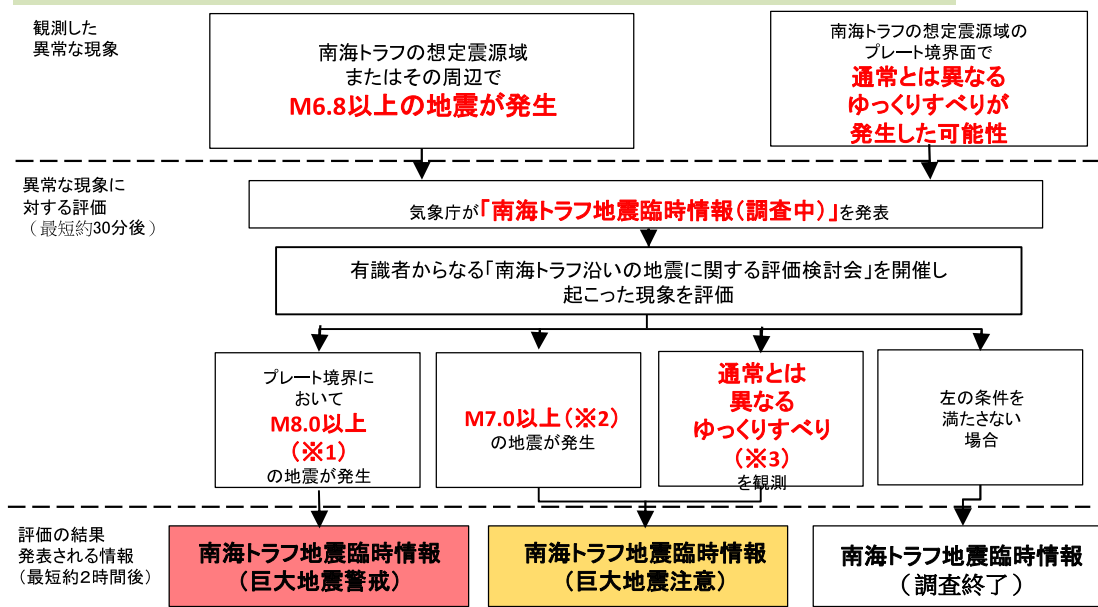
震度階級	人の体感・現象
4	眠っている人のほとんどが目を覚ます。部屋の不安定な置物が倒れることがある。電線が大きく揺れる。
5弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。棚にある食器類や本が落ちることがある。
5強	大半の人が物につかまらなると歩くことが難しい。家具や自動販売機が倒れることがある。
6弱	立っていることが難しい。家具の大半が移動し倒れる物があり、窓ガラスが割れることがある。
6強	立っていられず、はわなないと動くことができない。家具のほとんどが移動し、倒れる物が多くなる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。



# 「南海トラフ地震臨時情報」

平成29年11月から、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合に、「南海トラフ地震臨時情報」が発表されることとなりました。地震対策は、突発対応が基本となりますが、事前に情報があれば、「より安全な防災行動を選択する」という考え方で、人命を守ることに活かすことが重要となります。

## 異常な現象を観測した場合の情報発表の流れ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）  
 ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域内の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）  
 ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

出典：内閣府ガイドライン図18 情報発表までのフロー

## 南海トラフ地震臨時情報に対する香南市の防災対応

国は、平成31年3月に「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】（令和3年5月一部改定）」を公表し、県から令和元年7月に「南海トラフ地震臨時情報」発表時における住民の事前避難の検討手引きが示されました。香南市では「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合、下表のとおり、最大1週間の期間、30cmの津波が30分以内で到着する地域に避難指示を発令することとしています。

	半割れケース	一部割れケース	ゆっくりすべりケース
発生直後	個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		
(最短) 2時間程度	<b>巨大地震警戒対応</b> ●日頃からの地震の備えを再確認する等、市民に呼びかけ ●次の対象者に自主的な避難を呼びかけ ●土砂災害警戒区域（種別：急傾斜地の崩壊）内にお住まいの方 ●耐震性の不足する住宅にお住まいの方 ●次の対象者に避難指示を発令 ●事前避難対象地域（平成24年12月の県の津波浸水予測による30cmの津波が30分で到着する地域）にお住まいの方	<b>巨大地震注意対応</b> ●日頃からの地震の備えを再確認する等、市民に呼びかけ ●次の対象者に自主的な避難を呼びかけ ●事前避難対象地域にお住まいの方 ●土砂災害警戒区域（種別：急傾斜地の崩壊）内にお住まいの方 ●耐震性の不足する住宅にお住まいの方	<b>巨大地震注意対応</b> ●日頃からの地震の備えを再確認する等、市民に呼びかけ
1週間	<b>巨大地震警戒対応</b> ●日頃からの地震の備えを再確認する等、市民に呼びかけ ●以下の対象者に自主的な避難を呼びかけ ●事前避難対象地域にお住まいの方 ●土砂災害警戒区域（種別：急傾斜地の崩壊）内にお住まいの方 ●耐震性の不足する住宅にお住まいの方	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
2週間	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
すべりが収まったと評価されるまで	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
大規模地震発生まで	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		

出典：内閣府ガイドライン図20 住民、企業の防災対応の流れに香南市の対応を追記

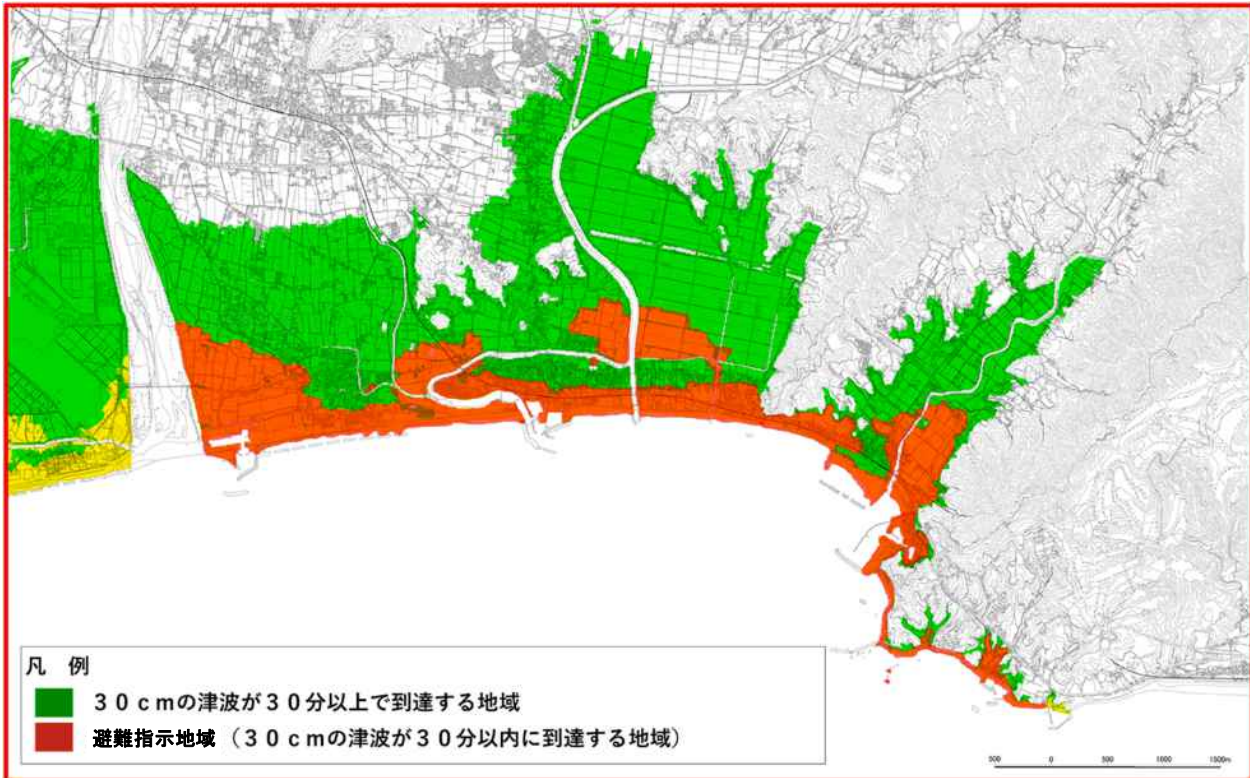




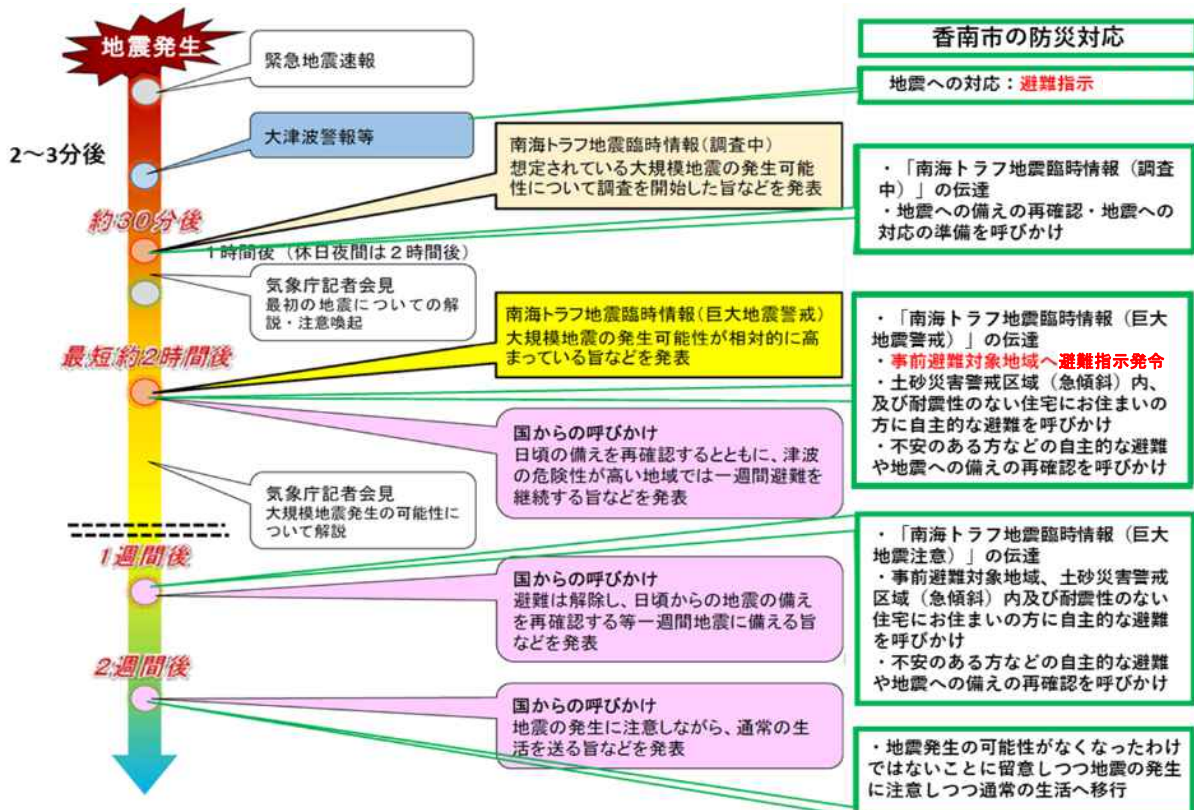
# 「南海トラフ地震臨時情報」

## 香南市住民事前避難対象地域図（ ■色地域）

（平成24年12月の県の津波浸水予測による30cmの津波が30分以内で到着する地域）



## 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合の情報の流れ





# 地震に関する気象庁の発表

情報の種類	発表基準	発表内容
緊急地震速報 (警報)	・震度5弱以上を予想した場合または長周期地震動階級3以上を予想した場合	・震度4以上を予想した地域または長周期地震動階級3以上を予想した地域に情報を発表。
緊急地震速報 (予報)	・マグニチュードが3.5以上、または最大予測震度が3以上、長周期地震動階級が1以上の場合	・P波を検知して緊急地震速報(警報)に該当しない小規模な地震の震度を専用の受信端末等で伝達。
震度速報	・震度3以上	・地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上(津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	・「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報	・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動がある場合 ・緊急地震速報(警報)発表	・地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報※1	・震度1以上※2	・震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震についてはその発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	・国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 ・日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	・顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	・観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

※1 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表する。

※2 気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」および「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

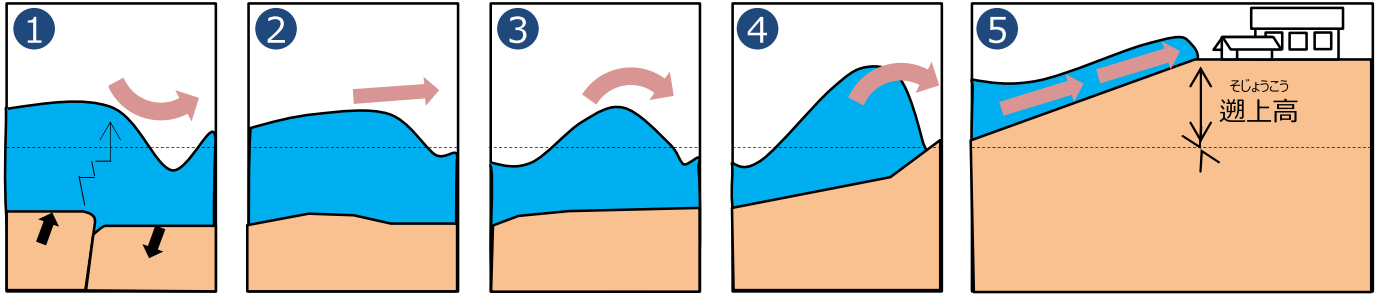
出典：気象庁ホームページ「気象庁ガイドブック2018」  
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownbosai/doshakeikai.html>



# 津波情報

## 津波はどのように襲ってくるのか

海底で起きた地震が原因で、海水が陸地に押し寄せる現象を津波といいます。



地震による海底面の隆起現象が、海水の上下変動を起こす。

波となって四方に伝わる。

水深が浅くなるに従って波が高くなる。

さらに海底の地形の影響で波が高くなる。

陸上へ打ち上げる。

- 気象庁が発表する「津波の高さ」とは、海岸付近の海面がどのくらい高くなるかをいいます。
- 津波の高さは、海岸や海の地形によって予想された数倍に達することがあります。
- 津波が、海岸を駆け登ることを遡上(そしょう)といい、ときには数十メートルに及ぶことがあります。この高さを遡上高といいます。

## 香南市による津波の避難指示について

どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、避難指示のみを発令します。

大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なります。

### ↓ 避難指示の発令基準と避難行動の対象区域、対象者

発令基準	数値での発表 (予想される津波の高さ)	発表される津波の高さ (定性的表現)
津波注意報が発表されたとき	1 m (0.2m ≤ 津波の最大波の高さ ≤ 1m)	(表現しない)
・海岸沿いの海岸堤防の海側の区域が対象 ・漁業従事者や港湾区域の就業者、海岸でのレジャー目的の滞在者等		
津波警報が発表されたとき	3 m (1m < 津波の最大波の高さ ≤ 3m)	高い
・津波警報クラス(高さ3m)の津波による浸水想定区域が対象		
大津波警報が発表されたとき (大津波警報は特別警報に位置付けられています)	5 m (3m < 津波の最大波の高さ ≤ 5m)	巨大
	10m (5m < 津波の最大波の高さ ≤ 10m)	
	10m超 (10m < 津波の最大波の高さ)	
・最大クラスの津波による浸水想定区域が対象		



# 地震・津波情報

## 地震・津波による被害

南海トラフ地震の「揺れ」「津波」に備え、「いのちを守る」一歩に取り組みましょう。

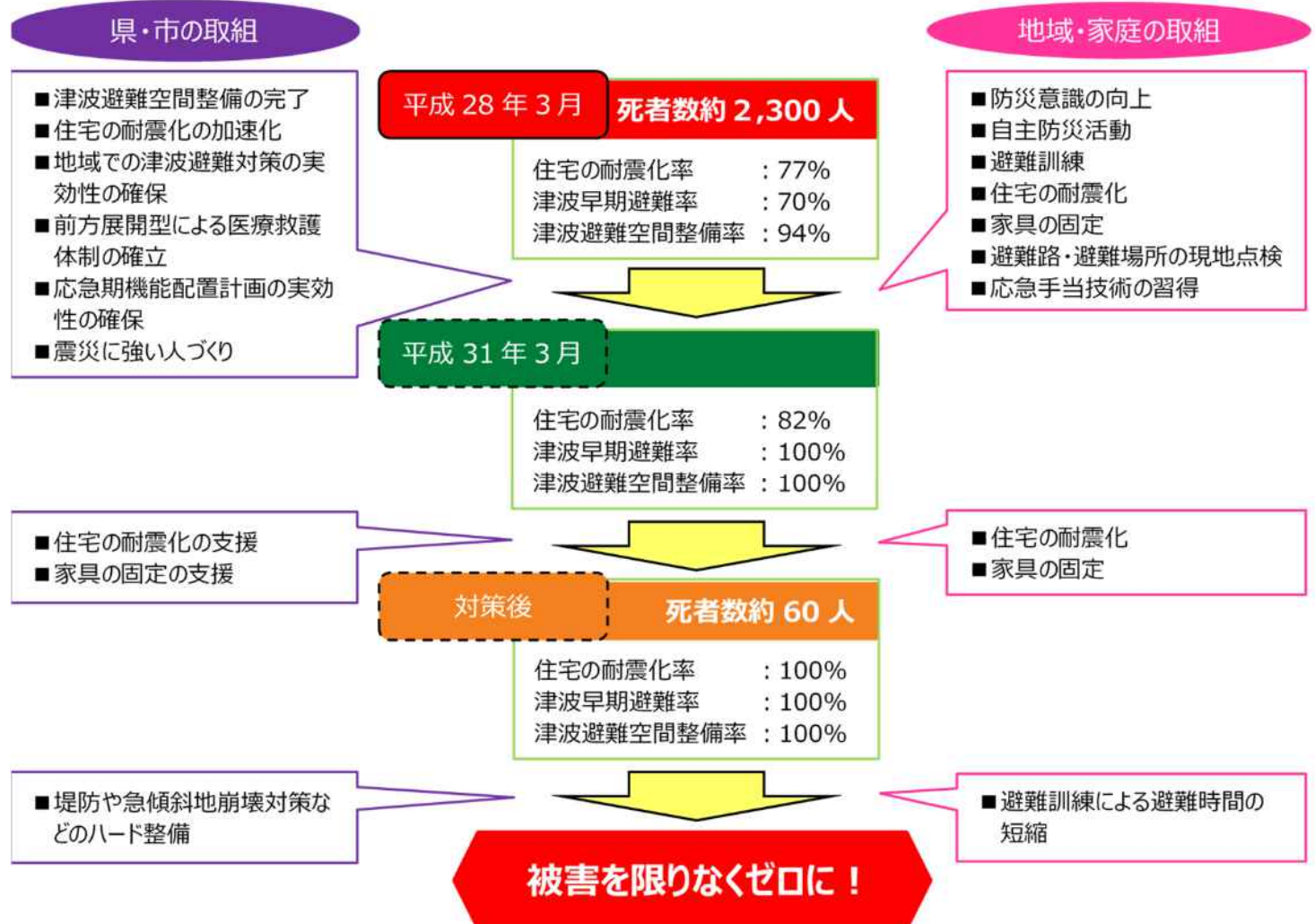
最大クラスの地震・津波が発生すれば、香南市では死者数約2,300人、全壊・焼失建物棟数約9,100棟といった甚大な被害が想定されていますが、災害に対する「事前の備え」があれば被害は大きく減らすことができます。

地震の揺れから「いのちを守る」ためには、住宅の耐震化や家具の固定など、自分の身近な場所の「備え」が必要です。津波から逃げるためには、避難訓練を通して避難場所や避難経路を確認し、できる限り早く、高い場所に避難することが最も重要な「備え」の一つです。

また、過去の地震災害で得た教訓から学び、地震・津波災害の被害を減らすための知恵と行動を身に付ける取組みを実施しましょう。

市が取り組んでいる「家具転倒防止金具取付事業」、「家具転倒防止器具等購入費補助金」、「木造住宅耐震診断事業」、「住宅耐震改修工事費等補助金」、「ブロック塀等耐震対策事業費補助金」については、「第4節 家庭での対策」を参照ください。

### 想定される被害と対策を進めることによる減災効果





# 風水害情報

## 香南市の災害履歴

本市は、古くから、河川の氾濫に悩まされた地域であり、近年では、平成元年に夜須川流域で、平成16年に香宗川流域で水害が生じています。平成30年7月豪雨では災害救助法が適用されました。土砂災害については、本市には急傾斜地危険区域が多数存在するものの、近年は大きな災害の履歴はありません。しかし、近隣の香美市繁藤で、昭和47年に大規模な土砂崩れが発生しています。

発災年		概要
昭和9年	9月	室戸台風。室戸岬に上陸。上陸時の中心気圧が911.6hPaでわが国では観測史上3位。近畿地方を中心に被害甚大で、死者2,702人、行方不明334人。床上・床下浸水40万棟以上
昭和20年	9月	枕崎台風。室戸台風、伊勢湾台風と並ぶ昭和三大台風。物部川下の橋流失
昭和26年	—	烏川氾濫。市内で床下浸水約500戸、竜巻発生で全半壊29棟
昭和36年	9月	第2室戸台風。室戸岬で観測史上2位の風速84.5m。物部川流域の浸水270戸。近畿地方を中心に被害甚大で、全国で死者194人、行方不明者8人、床上・床下浸水36万棟以上
昭和45年	8月	土佐湾台風。物部川が氾濫。南国市・香南市・香美市で全半壊2,185棟。国道55号物部川橋が13日間通行止め
昭和47年	7月・9月	集中豪雨。香宗川・烏川が氾濫。野市商店街や中ノ村、土居等で床上浸水多数。災害救助法適用。香美市繁藤で10万m <sup>3</sup> の土砂崩れ(深層崩壊)で60人死亡
平成元年	8月	集中豪雨で夜須川決壊。床上・床下浸水143棟、農地130ha冠水
平成10年	9月	高知豪雨。野市で床上浸水、土砂災害発生。南国市・香南市・香美市で全半壊53棟、浸水2,756棟
平成16年	10月	台風23号。土佐清水市に上陸。香宗川右岸および夜須南部が浸水。室戸市菜生では防潮堤破壊
平成30年	7月	平成30年7月豪雨。河川氾濫により1人死亡。香我美町及び夜須町の北部地域を中心に山腹の崩壊等による土砂災害が多数発生。孤立地域が発生。公共土木施設及び農地・農業用施設、林道施設に多数の被害発生。断水356世帯。野市町、夜須町で床上浸水。全壊2棟。一部損壊7棟。



# 風水害情報

## 情報を把握して災害の生み出す「風水害」に備える

警戒レベル	状況	行動を促す情報 (避難情報等)	住民が取るべき行動
警戒レベル <b>5</b>	災害発生または切迫 	<b>緊急安全確保 (市が発令)</b> 警戒レベル5相当情報※ <b>洪水</b> 氾濫発生情報 大雨特別警報 (浸水害) <b>土砂災害</b> 大雨特別警報 (土砂災害)	<b>命の危険 直ちに安全確保!</b> ●災害が発生、または発生する可能性が高まっている状況です。 ●自宅・施設等の少しでも高い場所への緊急的な移動や崖から離れた部屋で待機するなど、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動することで身の安全を確保します。
~~~~~ 〈警戒レベル4までに必ず避難〉 ~~~~~			
警戒レベル <b>4</b>	災害のおそれ高い 	<b>避難指示 (市が発令)</b> 警戒レベル4相当情報※ <b>洪水</b> 氾濫危険情報 <b>土砂災害</b> 土砂災害警戒情報	<b>危険な場所から全員避難</b> ●危険な場所から安全な場所へ全員避難（立ち退き避難または屋内安全確保）しましょう。
警戒レベル <b>3</b>	災害のおそれあり 	<b>高齢者等避難 (市が発令)</b> 警戒レベル3相当情報※ <b>洪水</b> 氾濫警戒情報 ／洪水警報 <b>土砂災害</b> 大雨警報 (土砂災害)	<b>危険な場所から高齢者等は避難</b> ●避難に時間がかかる高齢者や障害のある人とその支援者は危険な場所から安全な場所に避難（立ち退き避難または屋内安全確保）しましょう。 ●高齢者等以外の人も必要に応じ、避難の準備をしたり、自主的に避難しましょう。
警戒レベル <b>2</b>	気象状況悪化 	<b>大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)</b>	<b>自らの避難行動を確認</b> ●ハザードマップなどで自宅周辺の災害リスクを確認したり、避難場所や避難経路、避難のタイミングなど自らの避難行動を確認しましょう。
警戒レベル <b>1</b>	今後気象状況悪化の恐れ 	<b>早期注意情報 (気象庁が発表)</b>	<b>災害への心構えを高める</b> ●最新の防災気象状況などに注意して、災害への心構えを高めましょう。

※ 警戒レベル4相当情報とは：主に気象庁などが発表する指定河川洪水予報、大雨警報、土砂災害警戒情報などの防災気象情報を指しており、住民が自主的に避難行動をとるために参考となる情報のことです。

### 警戒レベル5 緊急安全確保とは？

急激に災害が切迫する等の理由で避難することができなかったため、災害が発生・切迫し、指定された避難場所への立退き避難を安全にできない可能性がある状況だと考えられる場合に、立退き避難から行動を変え、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」です。ただし、安全を確保できるとは限らないため警戒レベル4避難指示までに必ず避難しましょう。

### 屋内安全確保とは？

ハザードマップ等で以下の「3つの条件」を調べて、自宅においても大丈夫か確認しましょう。

- ① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない
  - ② 浸水深より居室が高いところにある
  - ③ 浸水しても電気やガス、水道、トイレなどが使え、飲料水や食料などの備えが十分にある。
- 土砂災害の危険がある区域では「立ち退き避難」が原則です。





# 洪水の予兆

## 「いつもと違う！」予兆をとらえ、早めの避難で「水害」に備える

大雨時には、自らの判断で適切な避難行動をとることが重要です。

香南市から避難指示等が発令された際には、状況に応じて指定避難所へ避難、自宅にとどまるといった判断も必要になります。

また、水害が発生するときは、多くの場合、何かしらの前兆現象があります。以下のような前兆現象に気付いたら、周囲の人にも知らせ、いち早く安全な場所に避難するとともに速やかに消防等に通報しましょう。

### ↓洪水の種類と前兆現象

#### 集中豪雨

集中豪雨は、梅雨前線の停滞や台風の接近等を原因として、狭い範囲に数時間に渡って降る大量の雨のことを指します。このような局地的な大雨は、険しい山や急流が多い日本では、河川の氾濫や土砂災害を引き起こし、また建物の浸水や道路の冠水といった洪水被害が発生する危険があります。



#### 前兆現象

- 空が真っ黒になり、雷や稲妻が確認される。
- 冷たい風が吹き出す。
- 大粒の雨やひょうが降りだす。

#### 河川氾濫（外水氾濫）

河川氾濫とは、大雨により、河川の水位が上昇して堤防の高さを越えたり、堤防が決壊したりして水が勢いよく溢れ出す現象です。河川氾濫が発生すると、河川から溢れ出した大量の水が町の中に勢いよく流れ込み、広範囲にわたって住宅の浸水や倒壊、人的・物的被害などが起こります。



#### 前兆現象

- 強い雨が降っている。
- 雨が降り続けている。
- 川の水が増えてきている。
- 堤防から水が噴き出している。
- 堤防に亀裂や変形が発生した。

#### 内水氾濫

内水氾濫とは、大雨などの影響により、下水道、側溝、排水路などが雨を処理できず水はけが悪化し、土地、建物、道路などが水浸しになる現象です。都市部では、道路が舗装されているため雨水が地面に浸透しにくく、大雨が降り続くとすぐに処理できなくなって水が溢れ出してしまいやすい傾向があります。



#### 前兆現象

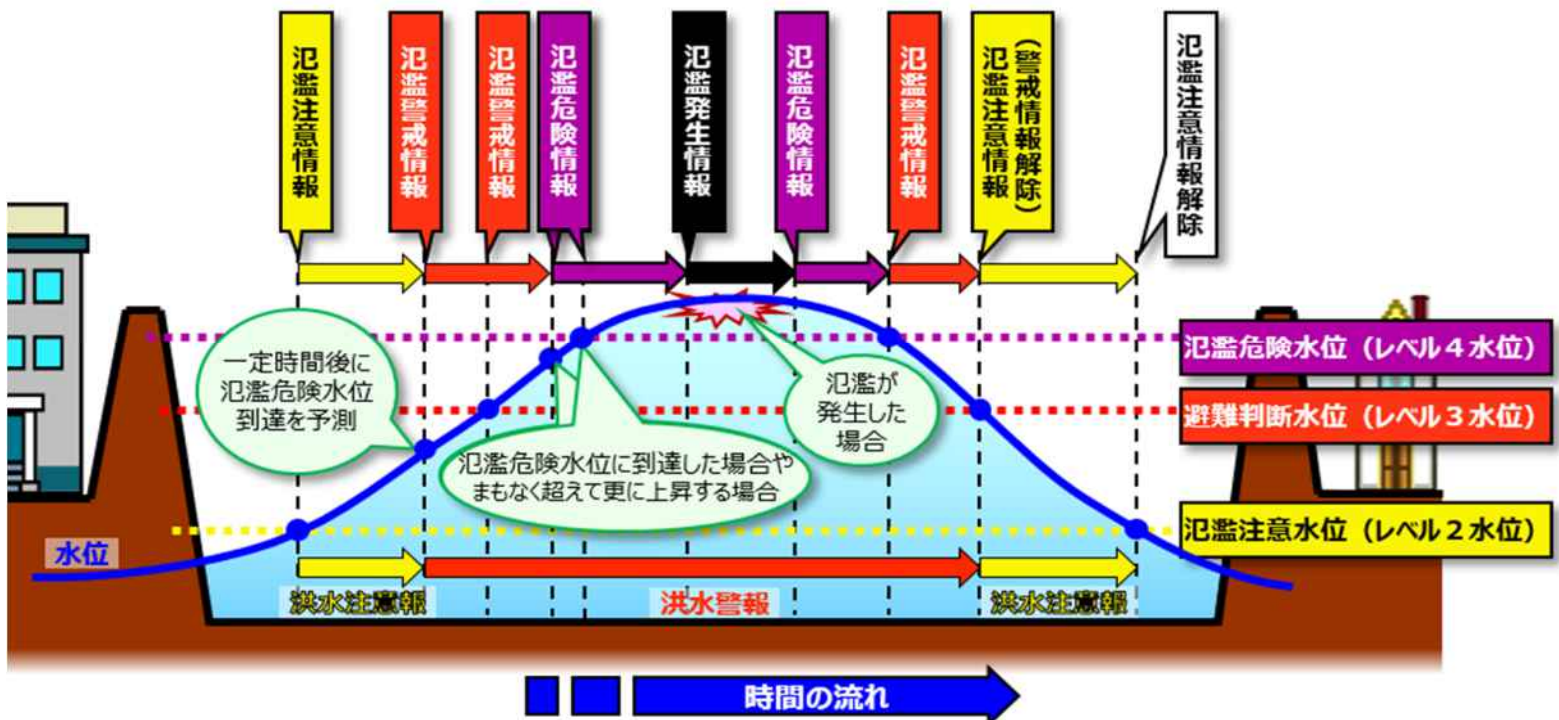
- マンホールから水が溢れている。
- 側溝の水が逆流している。
- 大きな水たまりが発生している。
- アンダーパスに水がたまっている。



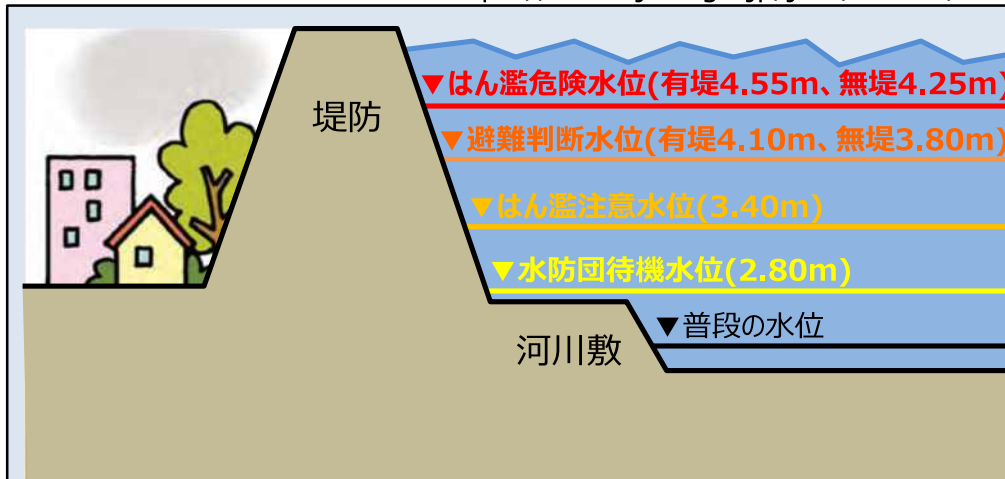
# 洪水情報

## ↓ 川の水位と氾濫に関する情報の例

洪水予報の標題 (種類)	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
〇〇川氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫の発生 (氾濫水の前報)	氾濫水への警戒を求める段階 [警戒レベル5相当]
〇〇川氾濫危険情報 (洪水警報)	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階 [警戒レベル4相当]
〇〇川氾濫警戒情報 (洪水警報)	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階 [警戒レベル3相当]
〇〇川氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階 [警戒レベル2相当]



出典：気象庁HP ([https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/ame\\_chuui/ame\\_chuui\\_p8-2.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/ame_chuui/ame_chuui_p8-2.html))



■ 気象庁が発表する指定河川洪水予報 (物部川が対象)  
 河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、気象庁は国土交通省または都道府県の機関と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示した洪水の予報を行っています。  
 指定河川洪水予報は、一般の気象警報等と同様に、気象台から都道府県を通じて市町村へ伝達されます。一部の自治体では、メールによる配信サービスが行われています。  
 また、報道機関等の協力を得て住民のみならずみなさんへもお伝えします。  
 気象庁ホームページでも「防災気象情報」の「指定河川洪水予報」で公開しています。  
 (<https://www.jma.go.jp/jp/flood/>)



# 洪水情報

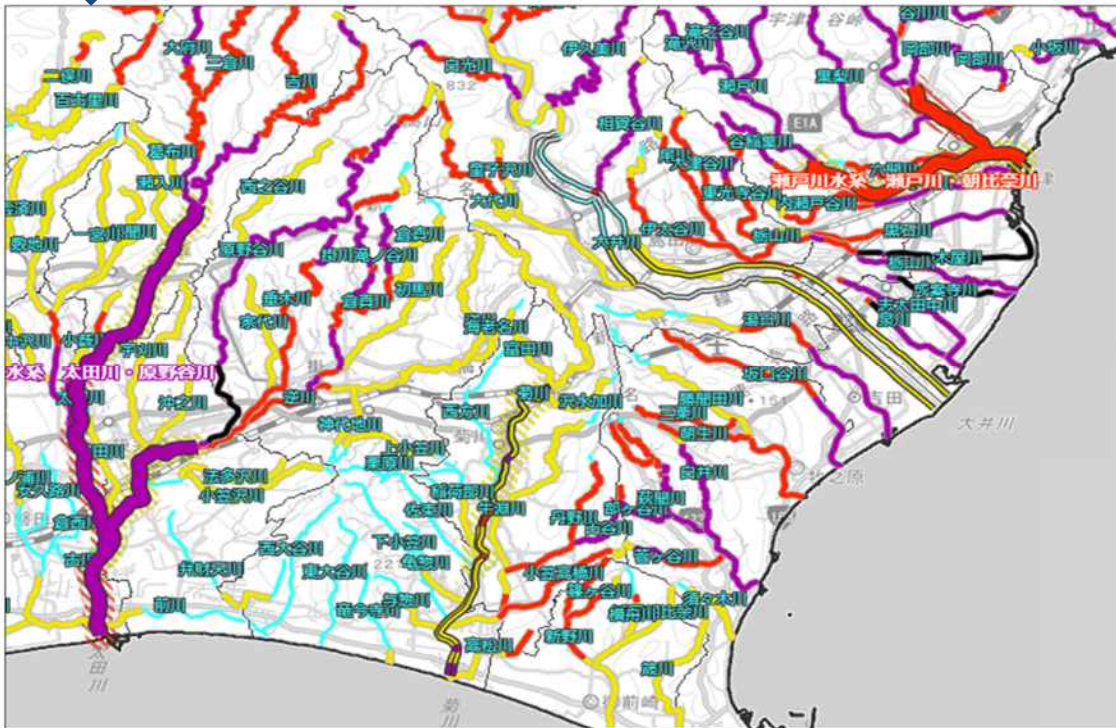
## ●指定河川洪水予報

指定河川洪水予報は、河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、気象庁が国土交通省または県の機関と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示した洪水の予報を行っています。

## ●洪水警報の危険度分布

洪水警報の危険度分布は、洪水警報を補足する情報です。指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川およびその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができます。

### ↓「指定河川洪水予報」と「洪水警報の危険度分布」



出典：気象庁HP  
[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/riskmap\\_flood.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/riskmap_flood.html)



色	説明
今後の情報等に留意	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。
注意	ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。
警戒	水位が水防団待機水位等を越えている場合には、高齢者等は安全な場所へ避難する。高齢者等以外の方も普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自ら避難の判断をする。
危険	水位周知河川・その他河川がさらに増水し、今後氾濫し、重大な洪水害が発生する可能性が高い状況。水位が氾濫注意水位等を越えている場合には速やかに避難を開始する。
災害切迫	重大な洪水災害が切迫。洪水災害が既に発生している可能性が高い状況。 （立退き避難がかえって危険な場合）命の危険、直ちに身の安全を確保！

特に「災害切迫」（黒）が出現した場合、すでに氾濫により周辺で道路冠水等が発生し、家屋等からの立退き避難が困難となっているおそれがあります。中小河川の水位上昇は極めて急激なため、水位上昇の予測を示す「危険」（紫色）が出現した時点で、洪水により命に危険が及ぶ場所（山間部の幅の狭い谷底平野を流れる河川の氾濫流により流出が想定される家屋等）では、水位計・監視カメラ等で河川の現況も合わせて確認し、速やかに避難開始を判断することが重要です。





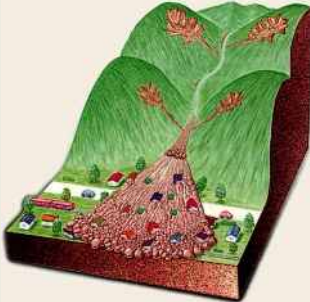
# 土砂災害の予兆

## 「いつもと違う！」予兆をとらえ、早めの避難で「土砂災害」に備える

山地の多い香南市では、豪雨でも地震でも心配されるのは山間部や急な斜面での土砂災害です。突発的に発生する災害なので、被害が大きくなることもあります。その予兆を捉えたり、心配な場合は早めに避難することが被害を最小限に食い止めるためのポイントです。

小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等の前兆現象に気付いたら、周囲の人にも知らせ、いち早く安全な場所に避難するとともに速やかに消防等に通報しましょう。

### ↓ 土砂災害の種類と前兆現象

がけ崩れ	土石流	地すべり
<p>斜面の地表に近い部分が、雨水の浸透や地震等でゆるみ、突然、崩れ落ちる現象です。崩れ落ちるまでの時間が短く、人家の近くでは逃げ遅れも発生し、人命を奪うことがあります。</p>	<p>山腹や川底の石、土砂が長雨や集中豪雨等によって一気に下流へと押し流される現象です。時速20～40キロという速度で一瞬のうちに人家や畑等を壊滅させてしまいます。</p>	<p>斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象です。土塊の移動量が大きいため、甚大な被害が発生することがあります。</p>
		
<p><b>前兆現象</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 斜面がひび割れる。</li> <li>● 小石がばらばら落ちる。</li> <li>● 木が傾いたり倒れる。</li> <li>● 木の根が切れる音がある。</li> <li>● わき水が止まる。あるいは噴き出る。</li> </ul>	<p><b>前兆現象</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 雨が降り続けているのに、川の水が減る。</li> <li>● 川が急ににごったり、流木が混ざり始める。</li> <li>● 木の裂ける音がある。</li> <li>● 異常なおいがする。</li> </ul>	<p><b>前兆現象</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 流水や池等がにごる。</li> <li>● 木の騒ぐ音、裂ける音がある。</li> <li>● ひび割れ、段差ができる。</li> <li>● 水が噴き出す。</li> <li>● 道路等にひび割れ、電柱が傾く。</li> </ul>

出典：国土交通省ホームページ

がけ崩れ：[http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/gakekuzure\\_taisaku.html](http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/gakekuzure_taisaku.html)

土石流：[http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/dosekiriyuu\\_taisaku.html](http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/dosekiriyuu_taisaku.html)

地すべり：[http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/jisuberi\\_taisaku.html](http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/jisuberi_taisaku.html)



# 土砂災害の情報

## 「土砂災害警戒情報」と「土砂災害警戒判定メッシュ情報」

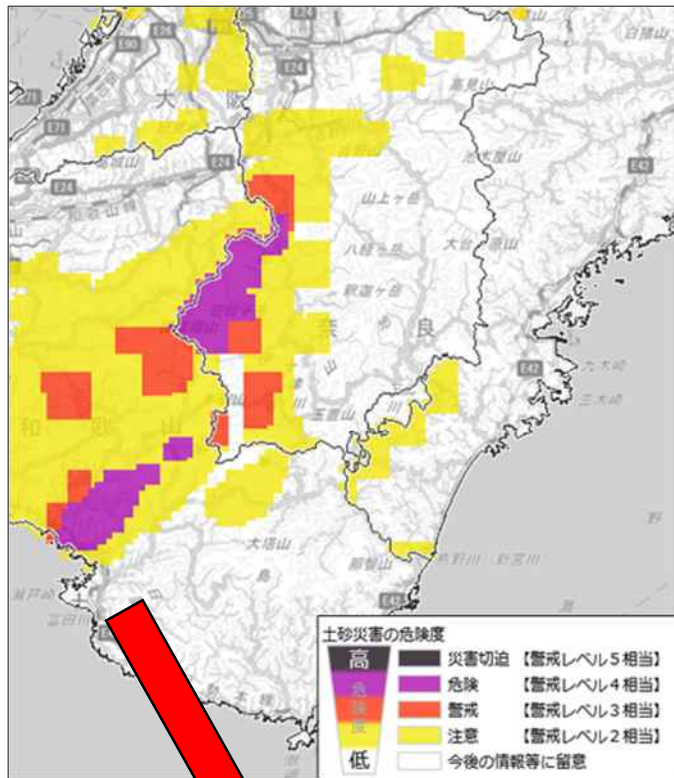
### ●土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害の危険度がさらに高まったときに、市長の避難指示等の判断を支援するよう、また、住民の自主避難の参考となるよう、高知県と高知地方気象台が共同して発表しています。

### ●土砂災害警戒判定メッシュ情報

大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等を補足する情報です。5km四方の領域（メッシュ）ごとに、土砂災害発生危険度を5段階に表示しています。危険度は2時間先までの雨量予測に基づく土壌雨量指数※の予想を用い、10分毎に更新されます。

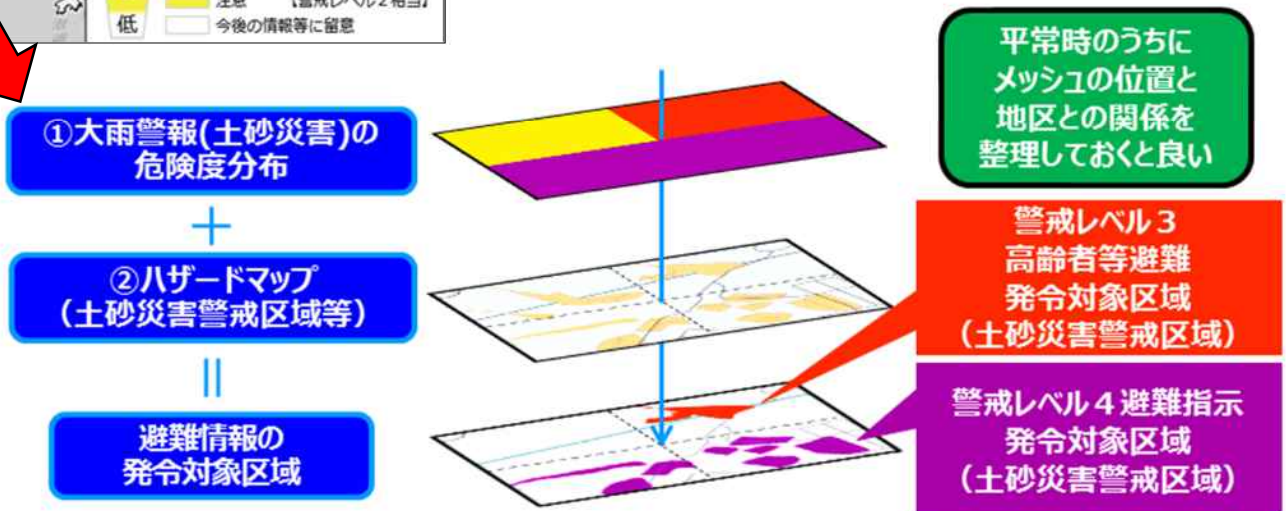
※土壌雨量指数とは、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標です。



色	土砂災害発生の危険度の高まり
今後の情報等に留意	実況値及び2時間先までの予測値が大雨注意報の基準未満の場合
注意	実況値又は2時間先までの予測値が大雨注意報の基準以上となる場合
警戒	実況値又は2時間先までの予測値が大雨警報（土砂災害）の基準以上となる場合
危険	実況値又は2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準以上となる場合
災害切迫	実況値が大雨特別警報（土砂災害）の基準値以上となった場合

出典：気象庁HP

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dosha/keikai.html>)





# 土砂災害の情報

## 香南市による土砂災害の避難情報について

土砂災害は、他の水災害と比較すると突発性が高く、発生してからは逃げるのが困難で人的被害に結びつきやすい。「土砂災害警戒区域等」の居住者は立退き避難をできるだけ早く行い、またその他の居住者等についても自発的に避難しましょう。

### ↓ 避難情報の発令基準

色が持つ意味(気象庁等の情報)		香南市の発令基準	
		警戒レベル	避難情報
注意	2時間先までに注意報基準に到達すると予想	警戒レベル2	—
警戒	2時間先までに警報基準に到達すると予想	警戒レベル3	高齢者等避難
危険	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想	警戒レベル4	避難指示
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
災害切迫	大雨特別警報(土砂災害)の指標に用いる基準に実況で到達	警戒レベル5	緊急安全確保※

※災害が発生・切迫している状況を市町村が必ず把握することができるとは限らないこと等から、緊急安全確保は必ず発令される情報ではない。また、警戒レベル5相当情報が出たからといって、必ず緊急安全確保が発令されるわけではない。

### 避難指示等の発令単位

豪雨により危険度の高まっているメッシュを含む地域内の全ての土砂災害警戒区域・危険箇所等に対して避難指示等を発令します。





# 土砂災害の情報

## 土砂災害警戒区域等について

土砂災害防止法に基づき居住者等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、県が指定します。

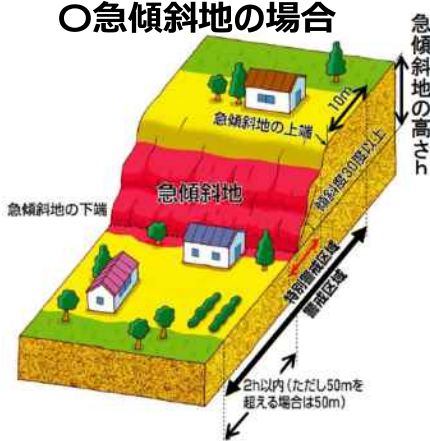
### ①土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合に居住者等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

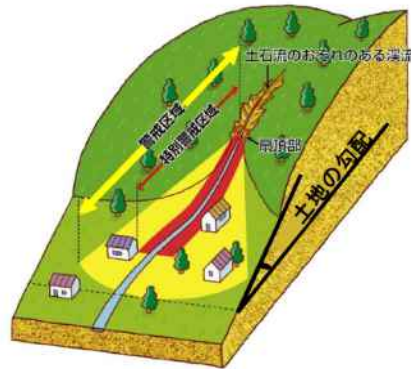
### ②土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ居住者等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限および建築物の構造の規制をすべき区域です。

○急傾斜地の場合



○土石流の場合



○地すべりの場合



### ●高知県土砂災害危険箇所マップ

高知県が指定している「土砂災害警戒区域等」が掲載されています高知県のホームページの電子地図の一例です。どこが危険なのかを確認して日頃から避難について考えておきましょう。



高知県の土砂災害危険度情報(危険箇所マップ)

<https://d-keikai.pref.kochi.lg.jp/MapForm.aspx?mtype=1>



# 大規模事故・武力攻撃等情報

## 大規模事故災害等について

都市化の進展や産業の高度化等により、大規模火災、大規模交通災害、有害物質災害などは、ひとたび発生すると大規模事故災害になるおそれがあります。どんな事故災害リスクがあるか、想定しておくことが大切です。

### 大規模火災

- ・大規模火災としては、林野火災のほか、消防法上の危険物の貯蔵所、取扱所での火災、危険物運搬中の車両や船舶の火災などが考えられます。



### 大規模交通災害

- ・大規模交通災害としては、鉄道事故や、飛行機、船舶（人身事故・油流出等）の事故などが考えられます。

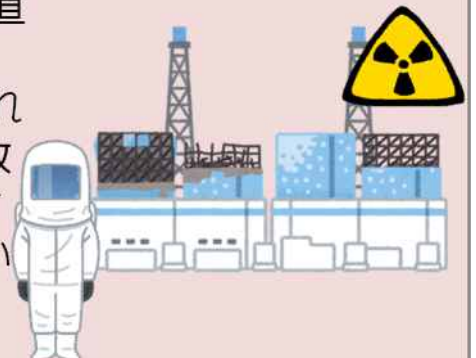


### 有害物質災害

- ・有害物質災害としては、平成22年の三重県熊野灘でのフェリー座礁に伴う油流出事故のような災害や、工場事故や交通事故、化学物質や放射性物質などの漏洩、飛散が考えられます。



- ・放射性物質の漏洩、飛散については、香南市は、四国電力伊方原子力発電所から直線距離で100 km以上、福井県や島根県の原子力発電所からは約300 km離れていますが、福島第一原子力発電所事故では、約300 km離れた首都圏にも放射性物質の影響が生じており、香南市においても影響を想定していく必要があります。





# 大規模事故・武力攻撃等情報

## 武力攻撃やテロについて

武力攻撃(武力攻撃事態)や大規模テロ(緊急対処事態)は事前に予測することが難しいうえに、多くの人々に影響を与えます。行政機関からの伝達事項やテレビ、ラジオの情報を十分に聞き、どのように行動すればよいかを判断するための正しい情報を把握することが重要です。また、地域や職場あるいは外出先の周囲の人々と協力し冷静に行動することが不可欠です。

### ① 武力攻撃事態

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、どのようなものとなるかについて一概にはいえませんが、下記の4つの類型が想定されます。

着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</li> </ul>
弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、弾頭の種類(通常弾頭、核・生物・化学弾頭等)を着弾前に特定することは困難であり、弾頭の種類に応じて被害の様相および対応が大きく異なる。</li> </ul>
ゲリラ・特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>県警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。人口が集中している地域に所在する施設、鉄道、橋りょう、ダムなどに対する注意が必要となる。</li> </ul>
航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</li> </ul>

### ② 緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または危険が切迫している事態で、国民の生命、身体および財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態をいいます。

事態例	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態</li> <li>多数の人が集合する施設および大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態</li> <li>多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態</li> <li>破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態</li> </ul>
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## J-ALERT (全国瞬時警報システム) とは

弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から送信し、市町村防災行政無線、緊急速報メール等を自動起動することにより、緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

我が国に影響があり得る弾道ミサイルが発射された場合は、J-ALERTによって発射情報と、通過した場合は通過情報等の緊急情報(万が一、領域内に落下する可能性がある場合は発射情報と、落下予測情報等)を伝達します。

万が一、弾道ミサイルの着弾が予想される事態が発生した時には、安全のため、近隣の堅牢な建物や地下街などに速やかに避難してください。

香南市では、情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が自動的に配信される防災行政無線等を活用します。ただし、屋外拡声器を用いた防災行政無線での伝達は、大雨等により屋外での音声による伝達が難しい面もあることから、以下の手段を組み合わせることで情報入手してください。

- テレビ放送（緊急L字放送）
- ラジオ放送（コミュニティ FM を含む）
- 防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）
- 緊急速報メール（携帯事業者）
- インターネット
- 登録制メール（香南市メール配信サービス）
- 災害用伝言サービス
- ツイッター等のSNS（※情報の内容に注意必要）
- 広報車、消防団による広報
- 電話、FAX
- 消防団、警察、自主防災組織、近隣の居住者等による直接的な声かけ



上記手段は今後の新たな技術や知見により再検討されるものです。

### 【緊急速報メール（携帯事業者）】について

「緊急速報メール」は、携帯電話事業者（NTTドコモ、KDDI(au)、ソフトバンク、ワイモバイル等）が無料で提供するサービスで、国や地方公共団体による災害・避難情報等を、回線混雑の影響なく、特定のエリア内の対応端末（スマートフォン・携帯電話）に一齐に配信するものです。携帯電話で緊急速報メールを受信したときには、専用の着信音の鳴動があります。

### 【インターネット】について

下記サイトより閲覧しましょう。

気象庁ホームページ	気象警報・注意報、危険度分布、気象情報、台風情報、指定河川洪水予報、土砂災害警戒情報、地震・津波情報等
国土交通省「川の防災情報」	河川の水位と雨量の状況 (ホームから、水位・雨量を選択、高知県・香南市を選択)
高知河川国道事務所ホームページ	物部川の現状映像 (LIVEカメラを選択)
高知県「こうち防災情報」	気象注意報・警報/避難情報、水位・雨量・河川カメラ 土砂災害危険度情報等
香南市「防災情報」	防災マップ、津波・ため池ハザードマップ、自主防災組織、その他防災情報 (ホームから、分類でさがすを選択、消防・防災を選択)

## 第3節 情報入手する

### 【香南市メール配信サービス】について

全国瞬時警報システム（J-ALERT）から配信される地震・津波情報や大雨・暴風などの気象情報、香南市からの避難指示等や被害状況、また教育委員会からの不審者情報など、香南市に関する防災・防犯情報を、携帯電話やパソコンにメール配信します。

メールの受信には香南市への登録が必要です。

●パソコン・携帯電話から登録サイトにアクセスする方法：

- ① **香南市 メール配信サービス** **検索** で検索する

- ② **QRコード（二次元コード）を利用する：**  
携帯電話のカメラ機能「バーコードリーダー」で読み取り、ガイダンスにしたがって登録してください。



- ③ **URLを直接入力する：** <https://mail.cous.jp/kochi-konan/>

●メール配信例：防災情報

2017年11月05日 09時00分	【訓練】大津波警報による避難指示（緊急）
配信先「全配信先」	
【訓練】こちらは香南市です。午前9時00分、四国沖の南海トラフを震源としたM9.0の巨大地震が発生。沿岸部に大津波警報が発表されたため、香南市全域に避難指示（緊急）を発令しました。これは【訓練】です。直ちに近くの高台等、安全な場所へ避難し身の安全を確保してください。今後の情報に十分注意してください。これは【訓練】です。実際の災害時には身の安全を確保し、適切な情報に基づき避難してください。	

●問い合わせ先：香南市防災対策課（電話0887-57-8501）

### 【災害用伝言サービス】について

発災時、被災地への電話回線が混雑しつながりにくくなります。通信各社では、安否確認や避難場所の連絡等をスムーズに行うため、固定電話・携帯電話・インターネットによる「災害用伝言サービス」を提供しています。

#### 【災害用伝言ダイヤル（171）】

- ① 171をダイヤル
- ② 録音は1、再生は2をダイヤル
- ③ 被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤル
- ④ 伝言を録音または再生する

#### 【災害用音声お届けサービス】

専用アプリケーションをインストールしたスマートフォン等の対応端末から、音声メッセージを送信するサービスです。詳細は災害用音声お届けサービスを提供している各社（NTTドコモ、KDDI(au)、ソフトバンク、ワイモバイル等）を確認してください。

#### 【災害用伝言板（web171）】

パソコンやスマートフォン等から固定電話や携帯電話・PHSの電話番号を入力して安否情報（伝言）の登録、確認を行うサービスです。詳細はNTT（東西）を確認してください。

- ① 「web171」、<https://www.web171.jp/>へアクセス
- ② 連絡をとりたい方の固定電話番号や携帯電話番号を入力
- ③ 伝言を登録・確認する

#### 【災害用伝言板】

携帯電話・PHSのインターネット接続機能で、被災地の方が伝言を文字によって登録し、携帯電話・PHS番号をもとにして全国から伝言を確認できます。詳細は各社（NTTドコモ、KDDI(au)、ソフトバンク、ワイモバイル等）を確認してください。

「災害用伝言サービス」は毎月1日、15日、その他体験利用日に体験することができます。 出典：総務省ホームページより抜粋

### 【全国瞬時警報システム（J-ALERT）】とは

弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市町村防災行政無線、緊急速報メール等を自動起動することにより、緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。 出典：消防庁ホームページJアラートの概要より抜粋



## 非常持ち出し品と非常備蓄品

災害時には、ライフラインの停止や、屋外への避難、避難生活施設での避難生活に備え、最低3日分（7日間分以上を目標としてください）の備蓄品、非常持ち出し品（食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等）を準備しておきましょう。

### 非常持ち出し品

避難所での生活に**最低限**必要な準備を行い、非常持ち出し袋は**いつでも持ち出せる場所**に備えておきましょう。

<b>非常食品</b>	<input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> 非常食（乾パン、缶詰など） <input type="checkbox"/> 乳幼児の粉ミルク・離乳食など <input type="checkbox"/> こどものおやつ	<b>衣類</b>	<input type="checkbox"/> 下着類、上着 <input type="checkbox"/> 洗面用具、タオル <input type="checkbox"/> 手袋、雨具（カッパ） <input type="checkbox"/> 運動靴、スリッパ、ヘルメット <input type="checkbox"/> 紙おむつ・乳幼児の衣類
<b>応急医療品</b>	<input type="checkbox"/> ガーゼ、包帯、ばんそうこう <input type="checkbox"/> 傷薬、消毒薬、目薬 <input type="checkbox"/> 風邪薬、胃腸薬、解熱剤 <input type="checkbox"/> その他の常備薬（処方薬） <input type="checkbox"/> お薬手帳	<b>小物道具</b>	<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話、充電器 <input type="checkbox"/> 簡易食器セット、缶切り <input type="checkbox"/> ティッシュペーパー <input type="checkbox"/> ナイフ、ロープ <input type="checkbox"/> シーツ、生理用品、簡易トイレ <input type="checkbox"/> 筆記用具、古新聞
<b>貴重品</b>	<input type="checkbox"/> 現金（10円玉も）・印鑑 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳 <input type="checkbox"/> 免許証、健康保険証など		

### 非常備蓄品

**自宅・避難所で生活する**上で必要な生活必需品を日頃から備えておくことが大切です。

<b>食料</b>	米、缶詰、レトルト食品、アルファ米、菓子類、漬物、飲料水（一人1日3リットル）など
<b>燃料</b>	卓上コンロ、予備のガスボンベ、固形燃料など
<b>日用品</b>	マッチ、ライター、新聞紙、ロープ、粘着テープ、ペンチ、スコップ、ティッシュペーパー、ビニール袋、生理用品、筆記用具、簡易トイレなど
<b>お年寄りや乳幼児用食品</b>	粉ミルク、離乳食、流動食、お粥など

### ローリングストックを实践しよう！

非常食や乾電池などにも賞味期限・消費期限があります。日常生活で使用する水や食料・乾電池などを多めに備蓄しておき、消費したら補充するという「ローリングストック（日常備蓄）」が有効です。また、非常時にも普段食べ慣れているものを食べることができるため、安心できます。



## 屋内の危険箇所チェック・安全対策

### 屋内での安全対策

地震のときに室内の家具が倒れたり、避難するための通路や出口をふさがないように、安全対策をとりましょう。

<p><b>家具の転倒や移動を防止する</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家具と壁や柱の間に空間をつくらない。また、L字金具、連結用金具や家具転倒防止器具等を利用して転倒や移動を防ぐ。</li> <li>●二段重ねの家具はつなぎ目を金具で連結しておく。</li> <li>●本棚や食器棚に収納する際には、重い物を下、軽い物を上に収納すると、家具が倒れにくくなる。また、棚板に滑り止めシートを敷く。</li> <li>●家具は、できるだけ人の出入りが少ない部屋にまとめる。</li> <li>●寝る部屋に家具を置く場合は、体の上に倒れてこないように配置する。また、棚の上には物を置かない。</li> </ul>
<p><b>避難路を確保する</b></p>	<p>通路や出入口付近には家具や荷物を置かない。</p>
<p><b>窓ガラスに飛散防止フィルムを貼る</b></p>	<p>窓はもちろん、食器棚や額縁等のガラスにも忘れずに飛散防止フィルムを貼る。</p>



## 地震火災への備え

### ①火の元を確認する

離れる場合は火の消し忘れに注意する。地震の際は、揺れがおさまってから、火の元を確認する。

### ②住宅用火災警報器等を設置する

出火を知らせる住宅用火災警報器、地震直後や通電時の火災を防ぐ感震ブレーカー等を設置しておく。

### ③ストーブの周りに物を置かない

ストーブの周りに洗濯物等の可燃物を置かないことが大切。

### ④カーテン等を防災品にする

カーテンやじゅうたん等を防災品にしておくことで、着火しにくくし、燃え広がるのを防ぐ。

### ⑤LPガスで地震津波対策

地震の揺れでマイコンメーターが作動し供給が自動で遮断され、ガス漏れを防ぎます。

### ⑥通電火災の発生を防止する

避難などで家を空けるときは、電気のブレーカーを切り、電気器具はコンセントから抜いておきましょう。

### ⑦地震火災に対する安全な避難対策

避難の際、市街地の火災により輻射熱や飛び火を受ける可能性があります。安全な避難経路や避難場所などを日頃から確認するといった「事前の避難対策」を心掛けることが必要です。

### ⑧消火器を用意しておき、使い方を覚えておく

出火した場合、早めに消火ができれば、被害が大幅に軽減される。

地震により、火災が発生する可能性があります。阪神・淡路大震災では大規模な火災が発生しました。地震による火災を防ぐためには、まず各家庭から出火させないことが重要です。万一出火しても、初期段階で消し止めることを心がけ、延焼を防ぎましょう。



## 市の取組み【家具転倒防止対策】

### ↓ 香南市家具転倒防止金具取付事業

対象	香南市にお住まいで市税を滞納していない方
取付業者	社団法人 香南市シルバー人材センター
取付作業に係る費用	市が負担します。
申込み方法	防災対策課または各支所へ認印を持参のうえ、申請してください。 添付書類：市税の滞納のない証明書（本庁証明書発行窓口及び各支所で発行）

問い合わせ先：香南市住宅政策課（電話0887-57-7536）

### ↓ 香南市家具転倒防止器具等購入費補助金

補助対象	①家具転倒防止器具または照明器具等の落下防止器具 ②ガラス飛散防止フィルム ③感震ブレーカー（購入費用のみ。工事費は対象外） ④扉の開閉防止金具
補助申請者	世帯の世帯主（香南市にお住まいで市税を滞納していない方）
補助金額	補助対象経費の1/2（補助金上限1万円）※100円未満切捨て 例）補助経費17600円→補助金交付8800円（経費の1/2） 補助経費22000円→補助金交付10000円（補助金上限の1万円）
必要書類	・香南市家具転倒防止器具等購入費補助金交付申請書 （香南市ホームページからもダウンロードできます） ・購入品の内容を記載した領収書等 ・市税の滞納のない証明書（本庁証明書発行窓口及び各支所で発行）
申請の流れ	①補助申請：世帯主→香南市（防災対策課） ②交付決定：香南市→世帯主（通知書および補助金交付請求書を送付） ③請求：世帯主→香南市 ④振込：（振込日を通知）
補足	補助申請および請求は各支所でも受け付けます。

問い合わせ先：香南市住宅政策課（電話0887-57-7536）



## 屋外・建物の危険箇所チェック・安全対策

### 屋外・建物の安全対策

#### 一戸建ての安全対策ポイント

屋根	屋根瓦やアンテナが不安定になっていないか確認する。
雨どい・雨戸	雨どいの継ぎ目が外れていないか、落ち葉や土砂等が詰まっていないかを確認する。雨戸はたてつけが悪くなっていないかを確認する。
ベランダ	落下する危険がある物や不要な物は置かない。エアコンの室外機は確実に固定されているか確認する。
玄関まわり	自転車や植木鉢等、出入りの支障となる物は置かない。
プロパンガス	倒れないように、しっかりとした土台の上に置き、鎖で壁面に固定されているか確認する。
ブロック塀	ひび割れや傾きがないか確認する。基礎や鉄筋等が適切に施工されているか確認する。不明な場合は専門業者に確認する。

#### 高層ビル・マンションの防災対策

家具やオフィス機器の転倒防止に努めましょう	高層階では、ゆっくりとした揺れが非常に長く続くことがあります。家具やオフィス機器の転倒防止を徹底しましょう。
マンションやビル内に備蓄をしましょう	エレベーターが停止すると、復旧までに長い時間がかかるため、昇り降りや物の運搬が困難となり、住宅やオフィスが孤立するおそれがあります。日頃から食料や飲料水、携帯トイレ等の災害時に必要となる物品を備えておきましょう。
自主防災の仕組みをつくりましょう	エレベーターや電気・水道・ガス等のライフラインが停止すると、生活に様々な支障が生じます。ビル・マンションの住民等で防災マニュアルや防災訓練、日頃からの備えについて話し合い、身の安全の確保や素早い消火活動、家族等の安否確認が行えるように準備しましょう。

### 家屋浸水対策

水深が浅いときは土のう等で家屋への浸水を防ぐことができます。2階以上でもベランダの排水溝が詰まっている場合に浸水する恐れがあります。下水道管からの逆流にも注意が必要です。

#### 浸水防止対策

排水設備の点検	土砂や落ち葉で詰まらせないように掃除しておきましょう。家の周りの排水溝や雨水ますが物やごみでふさがっていないか確認しましょう。
土のう	各土木事業所では、道路から住宅等への雨水が流入することを防止するために土のうを状況に応じて支給しています。必要な方は、電話等でご相談いただいでから、各土木事業所へ取りにきてください。
止水板	門や玄関等に板を渡し、土のう等で押さえることによって浸水を防止することができます。
排水ポンプ	道路や宅地より低い場所にある排水設備を点検しましょう。排水設備が故障したときに備え、市販の排水ポンプを準備しましょう。

 **市の取組み【住宅等耐震対策】**

**↓ 香南市木造住宅耐震診断事業**

<b>対象建物</b>	市にある戸建て、長屋、併用住宅または共同住宅 昭和56年5月31日以前に着工した住宅が対象になります。
<b>調査内容</b>	市が認定し委託を受けた耐震診断士が申込者の住宅を訪問し間取りの確認・床下や天井裏の点検口(開口部)から内部を直接見て調べます。壁を壊したり、天井をめくるような調査は行いません。
<b>診断結果</b>	担当診断士より本人に通知・説明を行う。
<b>診断士</b>	県による耐震診断士養成講習を受講し登録され、県で認定した耐震診断士
<b>個人費用</b>	3,000円
<b>注意</b>	市が行う耐震診断では、訪問による相談・受付などは行っていません。

問い合わせ先：住宅耐震相談センター（電話088-825-1240）

**↓ 香南市住宅耐震改修工事費等補助金**

<b>対象住宅</b>	以下の要件を満たす住宅（共同住宅等を含む） ・「香南市木造住宅耐震診断」などを受け、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅 ・改修工事後の上部構造評点が1.0以上、または県が定める基準以上になるもの
<b>補助金額（上限）</b>	耐震改修設計費：30.5万円 耐震改修工事費：100万円 注意1）共同住宅や長屋については、別金額になりますのでお問い合わせ下さい。 注意2）耐震改修設計費補助事業認定申請書の提出時、申請者に関する「暴力団排除に関する誓約書および照会承諾書」の添付をお願いします。

問い合わせ先：香南市住宅政策課（電話0887-57-7536）

**↓ 香南市ブロック塀等耐震対策事業費補助金**

<b>対象者</b>	ブロック塀等の所有者（市税等を滞納していないこと）
<b>対象工事</b>	①既存コンクリートブロック塀等の撤去 ②安全な塀への改修（ブロック塀を撤去し、新しく安全なフェンスや生垣等を造る工事）
<b>補助金額</b>	補助金上限205,000円 ※1,000円未満切捨て
<b>申請の流れ</b>	①窓口（防災対策課）へ相談→ ②現地調査→ ③事業費補助金認定申請→ ④審査→ ⑤事業認定（認定通知）→ ⑥耐震対策工事→ ⑦実績報告（補助金交付予定額通知）→ ⑧交付申請（交付決定通知）→ ⑨補助金請求

問い合わせ先：香南市住宅政策課（電話0887-57-7536）



## 家族会議

「家族防災会議」を年に一度は開催しましょう。

実際に地震が発生した時のことを想定して、各自ですべきことや避難方法、連絡方法などを家族で話し合っておきましょう。

### 1 役割分担を決める

- 日常の予防対策上の役割と地震発生時の役割を決めておく。
- 高齢者や乳幼児などがある場合は、保護担当者を決める。



### 2 危険個所をチェック

- 家の内外をチェックして、危険個所を探す。
- 危ない箇所は、修理や補強方法について話し合う。



### 3 安全な空間を確保

- 家具の配置換えをして、家の中に安全なスペースを確保する。
- 家具の転倒・落下を防ぐ方法を決める。



### 4 非常持出品のチェック

- 必要な非常持出品がそろっているか確認する。
- 定期的に保存状態や使用期限を点検・交換する。



### 5 防災用具などの確認

- 消火器や救急箱、非常用品の置き場所を確認。
- 消火器の使い方を覚えておく。
- 応急手当の方法を覚えておく。



### 6 連絡方法や避難場所の確認

- 家族が離ればなれになった時の連絡方法や避難場所を確認する。
- できれば休日などを利用し、みんなで避難経路などの下見をしておく。
- 防災連絡カードをつくり、携帯しておく。







## 地震保険への加入

地震保険は、法律（「地震保険に関する法律」）に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営している制度です。

地震災害によって、被災された方の生活の安定に寄与することを目的としています。

### 地震保険の補償対象

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって、保険の対象である建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

	地震	噴火	津波
対象となる災害			

補償対象	居住の用に供する建物および家財（生活用動産）
補償対象外	工場、事務所専用の建物など住居として使用されない建物、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・骨とう、通貨、有価証券（小切手、株券、商品券等）、預貯金証書、印紙、切手、自動車等

### 地震による火災は火災保険の対象外！

地震保険は、火災保険に付帯する方式での契約となりますので、火災保険への加入が前提となります。地震保険は火災保険とセットでご契約してください。すでに火災保険を契約されている方は、契約期間の途中からでも地震保険に加入できます。

また、火災保険では、建物・家財の火災による損害などを補償しています。しかし、地震による火災および倒壊などは、火災保険では補償されません。したがって、地震による損害に備えるには地震保険が必要です。

火災などの原因	火災保険	地震保険
地震・噴火・津波	×	○
上記以外	○	×



## 避難カードの作成

香南市防災マップには、災害種別毎（洪水等(内水氾濫)、土砂災害、津波等）の情報が記載されています。これらの情報をもとにして、各家庭や各施設から避難すべき施設や避難に必要な防災情報など、あらかじめ把握し「災害避難カード」等を作成しておきましょう。

避難カード		
災害	避難先	自主避難の合図
河川氾濫		
土砂災害		
地震		

※ \_\_\_\_\_ への移動が危険な場合  へ避難

河川氾濫、土砂災害、地震の場合とそれぞれ書く欄があります。  
災害ごとに避難する場所はことなりますので、どこへ逃げるか話し合っておきましょう！  
自主避難の合図は、あくまで目安です。市からの避難情報などが間に合わないケースもあります。その際には、身の危険を感じたら安全な場所にいる家族や知人の家、避難先などへ自主的に避難しましょう！

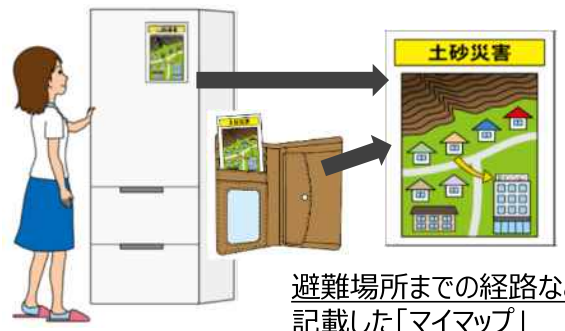
避難先への移動が危険な場合もあるので、その際の避難先も記入しておきましょう！

緊急時に必要な情報（名前や血液型、自宅の電話番号、持病、服用している薬など）を記入し、携帯することで、救援活動や安否確認などに役立ててもらうことを目的として作成しましょう！

「災害・避難カード」ーわたしの情報	
ふりがな 名前	
性別	
生年月日	
住所	
電話番号	
留意事項	持病、飲んでいる薬など

**避難時は、このカードを持って行く！**

災害避難カード例(●地区▲)		
災害種別	避難先・場所	避難の合図
土砂災害	A小学校 (そこまで逃げられない場合はBマンション)	土砂災害警戒情報
川の氾濫	C公民館	はん濫危険情報
津波	D津波避難タワー	津波警報



出典：内閣府HP「土砂災害から身を守る！」

<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/dosyaworking/>



## 応急手当や搬送方法

救命のリレーを完成させる「応急手当」を学び備えましょう。

数多くの命が危険にさらされる大災害。次の南海トラフ地震が発生した場合、その被害は広域にわたり、甚大な被害に見舞われるために、消防や警察、自衛隊など公的な機関の救助活動はすぐにはやってきてくれないかもしれません。大切なのは日頃からの備えと自助や共助です。その共助の一步である応急手当を身に付けておきましょう。

### 応急手当のポイント

#### ◆出血

- ①出血部分にガーゼやタオルを当て、その上から手で圧迫する。
  - ②傷口は心臓よりも高い位置にする。
- ※感染を防ぐため、ビニール手袋やビニール袋を使用するのが望ましい。



#### ◆やけど

- ①流水で冷やす。
- ②衣服の上からやけどをした場合は、無理に脱がさずそのまま冷やす。
- ③水泡（水ぶくれ）は破らない。
- ④冷やした後は消毒ガーゼかきれいな布で保護し、医療機関へ。



#### ◆骨折

- ①折れた部分に添え木をあてて固定し、医療機関へ。
- ②適当な添え木がなければ、板、筒状にした週刊誌、傘、段ボール等、身近にある物で代用する。その上からテープで留めてもよい。



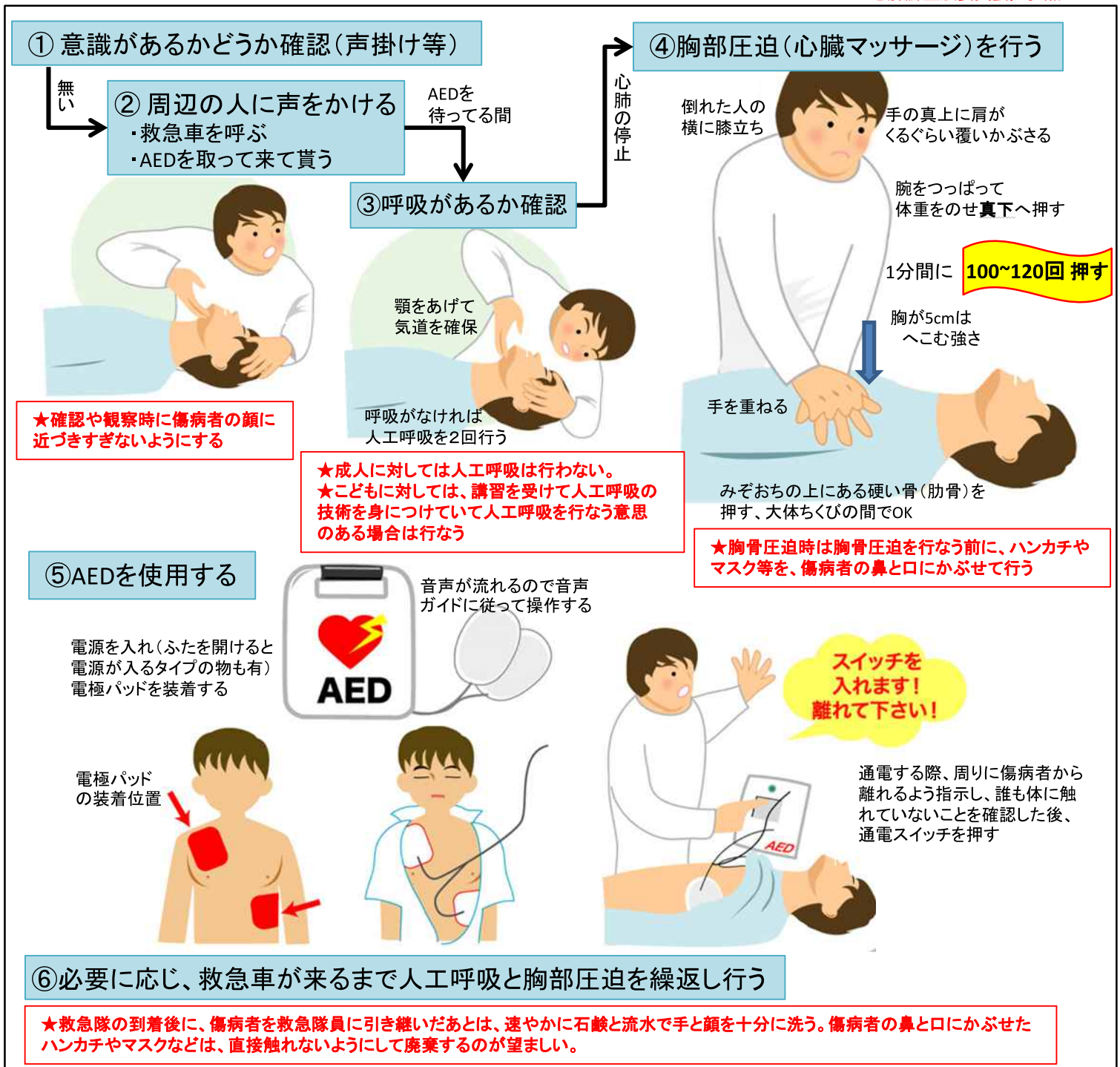
#### ◆捻挫

- ①患部を冷やす。
- ②靴をはいたまま、上から三角巾や布で固定する。



# 心肺蘇生法とAEDのやり方（感染症の流行時の対応含む）

新型コロナウイルス感染症が流行している状況においては、すべての心停止傷病者に感染の疑いあるものとして対応します。下記図表の中の「★赤字」による実施要領に従ってください。（新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた市民による救急蘇生について(指針) 一般社団法人日本救急医療財団 心肺蘇生法委員会）参照



## ●「応急手当の講習会」を受けよう！

### 市の取組み【応急手当の講習会】

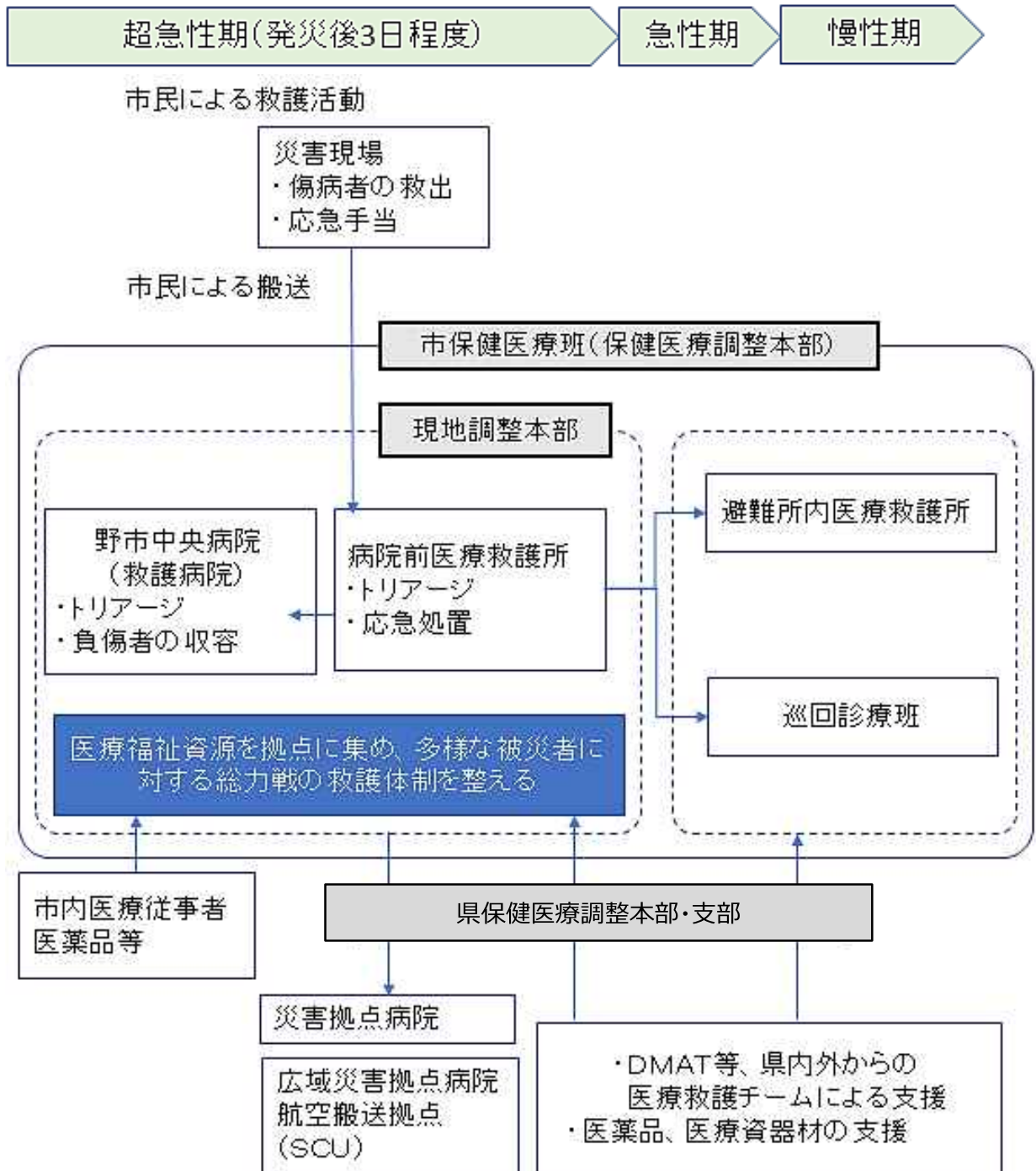
香南市消防本部では「応急手当の講習会」を随時受け付けています。ご近所や職場の皆さんで受講して、AEDの使い方などの応急手当を覚えましょう。  
 問い合わせ先：香南市消防本部救急係（電話0887-55-4141）

## 前方展開型の医療救護活動

南海トラフ地震発生時は大量の負傷者が発生するなどして、後方搬送が事実上困難となる状況が想定される中、前方となる、より負傷者に近い場所で、地域の医療施設や医療従事者、さらには住民も参画した総力戦による医療救護活動（前方展開型医療救護）を行います。

前方展開型医療救護を行うにあたって、発災直後は、救護病院である野市中央病院前に医療救護所を設置し、救護病院である野市中央病院と連携して傷病者のトリアージと応急処置等を行います。さらに指定避難場所（小・中学校等）でも、必要に応じ、県医療支部と連携して、避難者等の診療および健康維持活動を行います。

### ↓ 地域総力戦の前方展開型救急医療



南海トラフ地震のような大規模な災害において、消防や警察などの救援がすぐには得られないときに頼りになるのは、住民自身が自発的につくる防災のための組織（自主防災組織）です。自分の大切な家族が、タンスや瓦礫の下敷きになり、一刻を争う事態となれば残された家族だけではどうすることもできません。さらに、要配慮者（高齢者や障がい者など）の安全を確保することは極めて困難な状態になることが予想されます。「自分たちのまちは自分たちで守る」という心構えで、地域で自主防災組織の立ち上げや活動に積極的に参加し、地域ぐるみで支え合いましょう。

## 日頃の備え

<p><b>①地域住民のコミュニティの醸成</b></p> <p>要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成</p>	<p><b>②防災知識の普及</b></p> <p>日頃の備え・災害時の的確な行動に関する防災知識の普及、防災マップの作成、防災講習会等の開催、地域のお祭りや運動会等での防災イベントの実施等</p>
<p><b>③防災訓練の実施</b></p> <p>情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、避難所運営、給食・給水、要配慮者支援等</p>	<p><b>④防災資機材の整備・点検</b></p> <p>ヘルメット、消火器、担架、ハンマー、バール、大型ジャッキ等の作業道具、非常食品、救急医薬品等の防災資機材や備蓄品の管理等</p>
<p><b>⑤市や消防団等との連携</b></p> <p>災害発生時における、市や消防団などとの連絡手段や伝達方法の確立</p>	<p><b>⑥災害時に支援が必要な人を地域で守る</b></p> <p>「誰と」「どのように」「どこに」避難するのか、また避難の際や避難所では「どのようなことに気をつけるのか」といった、一人一人に応じた支援計画の作成</p>
<p><b>⑦地域ごとの津波避難計画の策定</b></p> <p>ワークショップなどの方法により、被害想定や危険箇所の確認を行うとともに、地域の助け合いの体制づくりや津波避難計画を策定</p>	<p><b>⑧地区防災計画の作成</b></p> <p>地域コミュニティにおける共助による防災活動推進の観点から、地域住民や事業者が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画を作成</p>



## 市の取組み【自主防災組織への支援】

- (1)新規設立される組織や過去に助成を受けていない組織を対象に、防災マップの作成費・救出工具・テント・発電機などの資機材購入費の助成を行います。【補助金額は100万円以内】
  - (2)新規整備した翌年から起算して3年以上（2回目以降については、直近に再整備を行った年の翌年から5年以上）の継続的な活動を行っている組織を対象に、救出工具などの資機材を再整備するための助成を行います。【補助金額は1回目の再整備は100万円以内、2回目以降は33万円以内】
  - (3)自主防災組織（まちづくり協議会や自治会が設立されていない地区）を対象に年1回に限り、学習会の講師謝礼や防災訓練の実施費用などに対し補助を行います。【補助金額は3万円以内】
- ※(1)、(2)の補助金額は、世帯数により補助金額が設定されています。

問い合わせ先：香南市防災対策課（電話0887-57-8501）



## 要配慮者の支援活動

地震等の自然災害や火災等から身を守る上で、周囲の支援が必要になる人たちのことを要配慮者といいます。自主防災組織等が中心となり、地域住民が協力して避難等をサポートしましょう。

### 想定される要配慮者

- 高齢者（独り暮らしの高齢者、寝たきりの高齢者、認知症高齢者 等）
- 障がい者（身体・知的・精神障がい者 等）
- 難病患者、傷病者
- 乳幼児、妊産婦
- 日本語の理解が困難な人（外国人 等） 等

### 「平時」の主な支援活動

災害が起きたとき、要配慮者の安否確認や避難誘導をするためには、日頃から支援者となる地域の住民と要配慮者が交流して、信頼関係と支援体制をつくっておくことが大切です。お互いの交流を深めるために必要なことを知っておきましょう。

<p><b>積極的な交流</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃から隣近所に住む人とあいさつを交わしましょう。自治会活動や地域のボランティア活動等に参加して、要配慮者を含む地域の人たちと接する機会を増やしましょう。</li> </ul>	
<p><b>要配慮者の把握</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災の観点から、近くにどんな人が住んでいるのか確認しておくことが大切です。</li> <li>・プライバシーや本人の意思を尊重しながら、自治会や自主防災組織として要配慮者にどのような支援ができるのか話し合っておきましょう。</li> </ul>	
<p><b>自主防災組織での役割分担</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が起きたときの安否確認や避難誘導等の役割分担を決めておきましょう。</li> <li>・また、自治会や自主防災組織で要配慮者一人ひとりを支援できるようにしましょう。</li> </ul>	
<p><b>防災訓練への参加</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が起きたとき、支援する側も冷静に対応できるように定期的に防災訓練へ参加しましょう。要配慮者と一緒に避難経路や危険箇所等を確認しておきましょう。</li> </ul>	



# 要配慮者の支援活動



## 市の取組み【香南市避難行動要支援者避難支援プラン】

### 避難行動要支援者名簿の作成

災害時に一人で避難することが困難で、特に支援の必要となる高齢者や障害のある方などの名簿（避難行動要支援者名簿）を作成しています。

市では、対象者の要件にあてはまる方の名簿を作成しています。

対象となる方には、福祉事務所から個別に、名簿情報を地域の避難支援関係者に事前に提供することについて同意を確認させていただきます。

### 対象者

- 要介護認定3～5を受けている方
- 身体障害者手帳1、2級を所持している方
- 療育手帳Aを所持している方
- 精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持している方
- 指定難病医療受給者（重症者に限る）

同意が得られた方の名簿は、地域の避難支援関係者（警察署・消防署・消防団・民生児童委員・自主防災組織等）に事前に提供し、ふだんから災害に備えて地域の見守りや災害訓練等に活用されます。また、災害発生時には同意の有無にかかわらず避難関係者とともに、安否確認や避難支援に使われます。

### 名簿記載事項

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所または居所
- 電話番号その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由
- その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

### 個別避難計画（個人ごとの避難支援プラン）の作成

個別避難計画は、「要支援者がどこに住んでいるか」、「どのような支援が必要か」、「誰がどこにどのような手段で避難を支援するか」などを定めるもので、要支援者ごとに作成します。

市は、個別避難計画の様式を提供するとともに、話し合うことのできる場の提供や自治会等を対象とした個別避難計画策定に関する説明会の実施などのサポートを行います。



問い合わせ先：香南市福祉事務所（電話0887-57-8509）

## 職場での日頃の備え

- 事業所が災害時に重要業務を継続するための**事業継続計画（BCP）**を策定し運用しましょう。
- 災害発生直後に必要な物資は確保する事が難しくなります。来訪していた顧客等の安全確保や従業員の帰宅困難対策に必要な物資、また、事業継続や速やかな復旧活動を行うための物資は事業所自らが備えておきましょう。
- 職場の地域はどのような災害の危険性があるのか香南市防災マップで確認しておきましょう。
- 防災情報取得の手段を検討しておきましょう。
- 従業員の役割分担を決めておきましょう。
- 敷地や建物内の防災対策をとりましょう。

## 事業継続計画（BCP）の作成

事業所は、災害時に事業者の果たすべき役割（従業員・来客者等の安全確保、二次災害の防止、地域貢献度等）を十分に認識し、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定しましょう。

BCPは実際に災害時に使えなければならないため、作ったBCPを社内に周知し、問題点を見つけ、改善するというサイクルを繰り返し行っていきましょう。この取組みを事業継続マネジメント（BCM：Business Continuity Management）と呼んでいます。

### ◇事業継続計画策定の流れ

#### 第1段階 基本方針を策定する

・BCPの策定プロジェクトの途中や、地震等により事業が中断した際、対応に迷った際の指針になります。

#### 第2段階 中核事業および重要業務を選定する

・継続すべき事業を絞り込むことによって、会社としての方向性が明示され、資源を集中できます。

#### 第3段階 目標復旧時間を決める

・取引先企業に対して、目標復旧時間を提示できれば、取引先やお客さまの信頼・安心、ひいては企業としての信用に繋がります。

#### 第4段階 被害想定を確認する

・平時に被害想定を行うことによって、人命安全や事業継続のためにどのような事前対策が必要か検討できるようになります。

#### 第5段階 ボトルネックへの対応策を検討する

・事業が中断してから復旧するまでの時間を大きく縮めることができます。

#### 第6段階 文書化する

・「何となく、誰かが分かっているだろう」で済まされていた事項が整理され、個人としてではなく、組織としてノウハウが蓄積されます。

#### 策定したBCPを運用する

・作ったBCPの実効性を高めるためには、継続的に問題点を改善していくことが大切です。教育・訓練などを通じて点検・見直しましょう。

# 第2章 いのちを守る・つなぐ

## 第1節 災害発生時の行動

いのちを  
守る・つなぐ



### 地震・津波から身を守る

#### 地震発生

- 姿勢を低くして身を守る

揺れがおさまったら

- 火の始末をする
- 出口を確保する



#### 緊急地震速報

強い揺れ（震度5弱以上）が始まる数秒から数十秒前に、テレビやラジオ、市の防災行政無線や携帯電話等で「間もなく強い揺れがくること」を知らせてくれます。ただし、震源に近い地域では、強い揺れに間に合わないことがあります。

#### 地震直後

- 火災が発生していたら初期消火を行う
- 家族の安全を確認する  
電話での通話は控え、災害用伝言サービス等を活用する
- 非常持出品を用意する
- 家屋倒壊のおそれがあれば指定緊急避難場所等の一時避難場所に避難して余震等に備える

「津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるとき」

- 地震に伴う強い揺れまたは長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、津波警報等の発表や避難指示（緊急）の発令を待たずに自発的かつ速やかに高台などの安全な場所に避難する。猶予が無い場合は、津波避難タワーに避難する。

#### 地震後

- 隣近所の安全を確認する  
特に一人暮らしの高齢者、要配慮者等には積極的に声をかけ、安否を確認する。
- 初期消火・救出活動を行う  
隣近所で協力して消火や救出を行う。あわせて消防署等へ通報する。
- ラジオ等で情報を確認する
- さらに出火防止を（通電火災対策）  
ガスの元栓、電気のブレーカーを切る。
- 自宅を離れるとき（空き巣対策）  
こどもの送迎等で自宅を離れるときには、行き先を書いたメモを家族で決めた場所に隠す。



#### 避難所で生活する

- 避難所の運営に積極的に協力する
- 集団生活のルールを守る
- お互いに助け合う

～数時間

- 生活必需品は備蓄で賄う
- 災害情報、被害情報の収集
- 安全を確認して家に入る
- 引き続き余震に警戒する



#### 在宅避難する

自宅建物に火災や倒壊の危険がないときは、あえて避難する必要はありません。事前に住宅の耐震化や家具等の転倒防止対策を行い、食料や水等の必要な物を日頃から備え、可能な限り自宅での生活ができる準備を整えておきましょう。

～3日間



# 地震から身を守る

## 地震から身を守るポイント



まず低く

**DROP!**



頭を守り

**COVER!**



動かない

**HOLD ON!**

- サイレンを合図に「まず低く、頭を守り、動かない」シェイクアウトと呼ばれる訓練を実施しましょう。市の総合防災訓練でも実施しています。

出典：日本シェイクアウト提唱会議ホームページ  
<http://www.shakeout.jp/>

### 屋内にいるとき

- ・その場で安全確保行動「まず低く、頭を守り、動かない」を実践する
- ・まず体勢を低くして地面に近づく(強いゆれであなたが倒れる前に！)
- ・固定されたデスクやテーブルの下に入り、頭を守る。頭を守るものがない場合は、腕や荷物を使って、頭を守る
- ・そして揺れが止まるまで動かずじっとしていきましょう

### 家庭で屋内にいるとき

- ・裸足で歩き回らない(ガラスの破片などで怪我をする)
- ・あわてて外に飛び出さない
- ・料理や暖房などで火を使っている場合、その場で火を消せるときは火の始末、火元から離れているときは無理に火を消しに行かない
- ・扉を開けて避難路を確保する



### 人が大勢いる施設（大規模店舗などの集客施設）にいるとき

- ・あわてずに施設の係員や従業員などの指示に従う・あわてて外に飛び出さない
- ・ショーケースの転倒、商品の落下、ガラスの破片に注意し、衣類や手荷物で頭を守る
- ・頭上に大きな照明など危険なものがある場合は、移動する
- ・あわてて出口や階段に殺到しない

### エレベーターに乗っているとき

- ・地震時管制運転装置がついているエレベーターは、自動的に最寄りの階に停止するので、停止した階で降りる。装置がついていなければ、すべての階のボタンを押し、停止した階で降りる。
- 降りたら手荷物などで頭を守り身を低くする
- ・閉じ込められたとき、非常ボタンやインターホンで連絡をとり、救出を待つ





# 地震から身を守る

## 屋外にいるとき

- ・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒などに注意し、これらのそばから離れる
- ・従業員などから指示がない場合は、その場で頭を保護し、揺れに備えて安全な姿勢をとる
- ・ビルの壁、看板や割れた窓ガラスなどの落下に注意して、建物から離れる

## 路上にいるとき

- ・大きな揺れを感じたら、ビル、木、ブロック塀、電柱や電線から離れた場所を探し、そこで安全確保行動「まず低く、頭を守り、動かない」を実践する。揺れが止まるまでそこに留まる
- ・空き地や近くの公園などに避難する

## 自動車運転中

- ・後続の運転手が緊急地震速報を聞いているとは限らないため、自動車運転中は、あわてて急ハンドルや急ブレーキをかけず緩やかに速度を落とす
- ・ハザードランプを点灯して周りの車に注意を促し、道路の左側に停止する

## 鉄道・バスに乗っているとき

- ・つり革や手すりにしっかりつかまる
- ・座っているときは、足をふんばって上体を前かがみにし、雑誌やカバンなどで頭を保護する
- ・勝手に降車せず、乗務員の指示に従い落ち着いて行動する

## 学校にいるとき

- ・先生や校内放送の指示に従う
- ・教室にいるときは、その場で安全確保行動「まず低く、頭を守り、動かない」を実践する
- ・体育館やグラウンドにいるときは、木、ブロック塀、電柱や電線から離れた場所を探し、そこで安全確保行動を実践する。揺れが止まるまでそこに留まる

## 海の近くにいるとき

- ・揺れが収まったら、津波に備えて直ちに津波避難タワーや高台に避難する。津波注意報・警報が解除されるまでは海岸に近づかない

## 山やがけ付近にいるとき

- ・落石やがけ崩れに注意し、できるだけその場から離れる

## 帰宅困難者になったら

災害に伴う公共交通機関の途絶等により帰宅が困難となった人を「帰宅困難者」と言います。多くの方が職場や学校にいる時間帯に災害が発生した場合、駅の周辺などでは多くの帰宅困難者による混乱が予想されます。

災害が発生し帰宅が困難となった際には、人の滞留による混乱や二次災害を回避するため、移動を控え勤務先等にとどまり、公共交通機関の復旧状況等の必要な情報を市のホームページやテレビ・ラジオ等を通じ、収集しましょう。

また、普段から職場には食料や着替え等を備えましょう。



# 地震（火災）から身を守る

## 出火してしまった時の初期対応3原則

### ① 大声で知らせる

- 「火事だー！」と大声で叫んで家族や近所に知らせる。
- 必要に応じて、119番通報を依頼する。



### ② 初期消火する

- 出火直後の初期消火が重要。
- 落ち着いて、素早く消火器等で消火活動をする。



### ③ 避難する

- 火が天井まで達したら初期消火は困難。
- 煙を吸い込まないように、ハンカチ等で鼻と口を覆い、姿勢を低くして避難する。



## 地震の際の消火のタイミング

- 緊急地震速報を聞いたとき、グラツときたときに消火

- 大きな揺れがおさまったときに消火

- 出火した直後に消火

■ 身を守ることを優先して対応しましょう ■

### ● 消火器の使い方

- 誰もが見やすく、取り出しやすい場所に設置しておきましょう。

### <消火のポイント>

- 風上にまわり炎の熱や煙を避けて構える。
- 屋内では出入口を背にして避難路を確保する。
- 炎を狙うのではなく、燃えている物に向かってホースを左右に振りながら噴射する。

### <消火器の使い方>



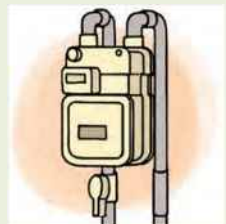
### ● 「感震ブレーカー」を知っていますか？

- 強い揺れにより自動的に電気の供給を遮断するもので、通電時の出火を防止することができます。
- 自宅での設置を検討してみましょう。



### ● 避難する前にガスの安全確認！

- 避難する際はガスの元栓を閉めます。
- ガスメーターは震度5程度以上の地震が発生した場合、自動的に供給を停止します。



出典：消防庁「防災マニュアル 消火器の使い方」  
[http://www.fdma.go.jp/bousai\\_manual/preparation091.html](http://www.fdma.go.jp/bousai_manual/preparation091.html)



# 地震から身を守る

## 避難する判断ポイント

### 倒壊等のおそれがあるとき

自宅が倒壊するおそれがあるとき、もしくは倒壊したとき



### 火災が拡大したとき

自宅で火災が発生し、火が天井まで燃え移ったとき



近隣で火災が発生し、延焼するおそれがあるとき



災害時も自宅で生活することが目標です

- ・自宅を離れて避難所で生活するのは大変不自由なことです。
- ・**厳しい環境の中でストレスや過労から体調を崩してしまうこともあります。**
- ・自宅だと、プライバシーが守られるなど、精神的な負担も少なくなるので、自宅が安全なら、住み慣れた自宅に戻り生活しましょう。

震災関連死をご存じですか？

- ・地震による災害が発生した際、建物の倒壊・火災・津波等の震災の直接的な被害ではなく、**避難生活の疲労や環境の悪化等によって、病気にかかったり、持病が悪化するなどして死亡することを震災関連死といいます。**復興庁によると、東日本大震災における震災関連死の死者数（平成28年3月31日現在調査結果）は、1都9県で合計3,472人となっています。

## 避難するときは

### 避難の心得

- ①避難する前に、もう一度火元を確かめ、ブレーカーを切る（通電火災を防ぐため）
- ②ヘルメットや防災ずきんで頭を保護する
- ③荷物は最小限の物にする
- ④外出中の家族には連絡メモを残す
- ⑤避難は徒歩で（車やオートバイは厳禁）
- ⑥高齢者やこどもの手はしっかり握る
- ⑦近所の人たちと集団で、まず決められた集合場所へ移動する
- ⑧移動するときは狭い道、堀ぎわ、川べり等を避ける
- ⑨安全を最優先にし、最寄りの避難場所へ

### 避難するときの服装

- ヘルメットや防災ずきんで頭を保護する
- 動きやすい服を着る
- 靴は底の厚い履き慣れた靴を履く
- リュックサック等を使用し、両手がふさがらないようにする
- 軍手を着用する
- 長袖、長ズボンを着用する



### 避難するときのルール

- 避難するときは混乱防止のため決められたルールと秩序を守り、協力し合うことが大切です。特に乳幼児、高齢者、身体の不自由な人を安全に避難させるために日頃から十分な対策を立てておきましょう。
- 地震発生後、車で避難すると、避難場所やその周辺等が車で混雑し、かえって避難が遅れます。様々な活動の妨げになりますので、車での避難は絶対にやめましょう。

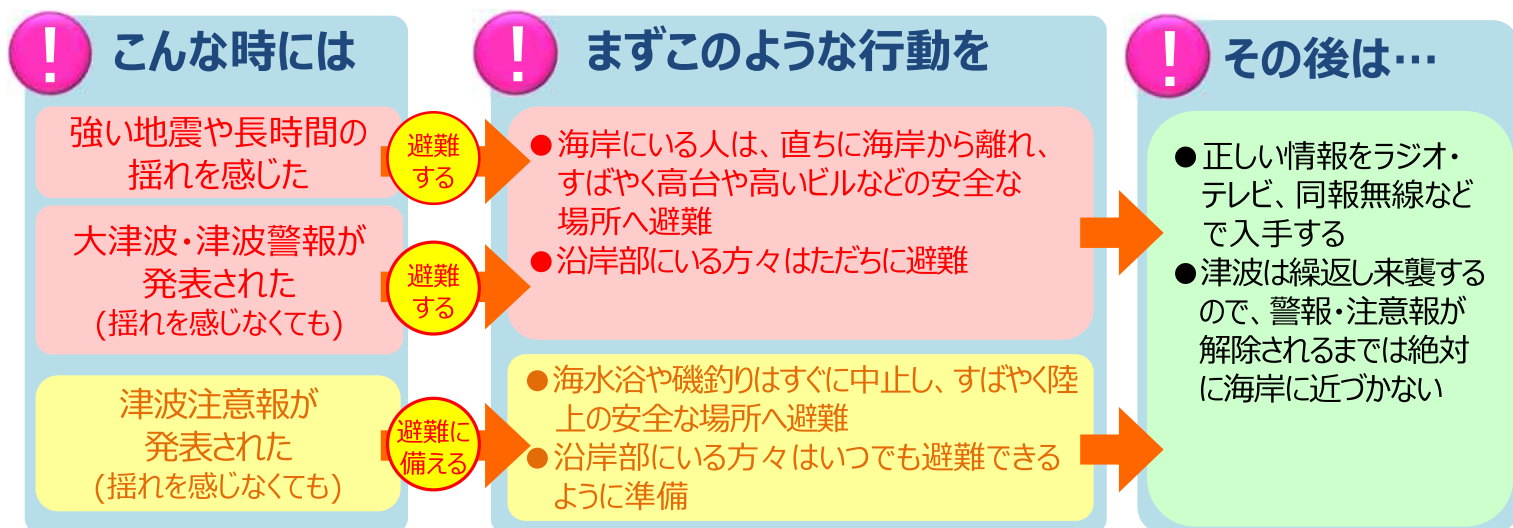
出典：国土交通省HP「洪水ハザードマップ イラスト集」

[http://www.mlit.go.jp/river/basic\\_info/jigyo\\_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/illust.html](http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/illust.html)

# 津波から身を守る

- 東日本大震災の大津波より甚大な被害を及ぼした中、岩手県釜石市内の児童・生徒の多くが無事であった「釜石の出来事」があります。これは群馬大学の片田敏孝教授が提唱する「津波避難の三原則」を守ったからと言われています。市民の皆さんも津波から身を守るために、「津波避難の三原則」を心にとめて避難行動をとりましょう。
- また、津波のおそれがある地域にいる方や海沿いにいる方は、地震に伴う強い揺れまたは長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、津波警報等の発表や避難指示（緊急）の発令を待たずに、自発的かつ速やかに避難行動をとるようにしてください。

## 津波からの身を守るための行動の流れ



### 津波避難三原則（群馬大学 片田教授）

原則1	「想定にとらわれるな」	相手は自然、その想定を超えることもあります。
原則2	「最善を尽くせ」	「ここまで来ればもう大丈夫だろう」ではなく、そのときにできる最善の対応行動をとりましょう。
原則3	「率先避難者たれ」	まず自分が率先して避難すること。その姿を見て他の人も避難することになります。

### 津波から避難するポイント

1	地震の揺れの程度で自ら安全だと判断しない	津波の危険地域では、小さい揺れでも、揺れを感じなくても、まずは避難を最優先にしましょう。
2	避難に車を使わない	原則、車での避難はやめましょう。東日本大震災では、車での避難による渋滞発生で被害を大きくしました。
3	「遠く」よりも「高くに」	すでに浸水が始まるなど時間に猶予が無い場合は、遠くよりも高い場所に逃げましょう。



# 洪水から身を守る

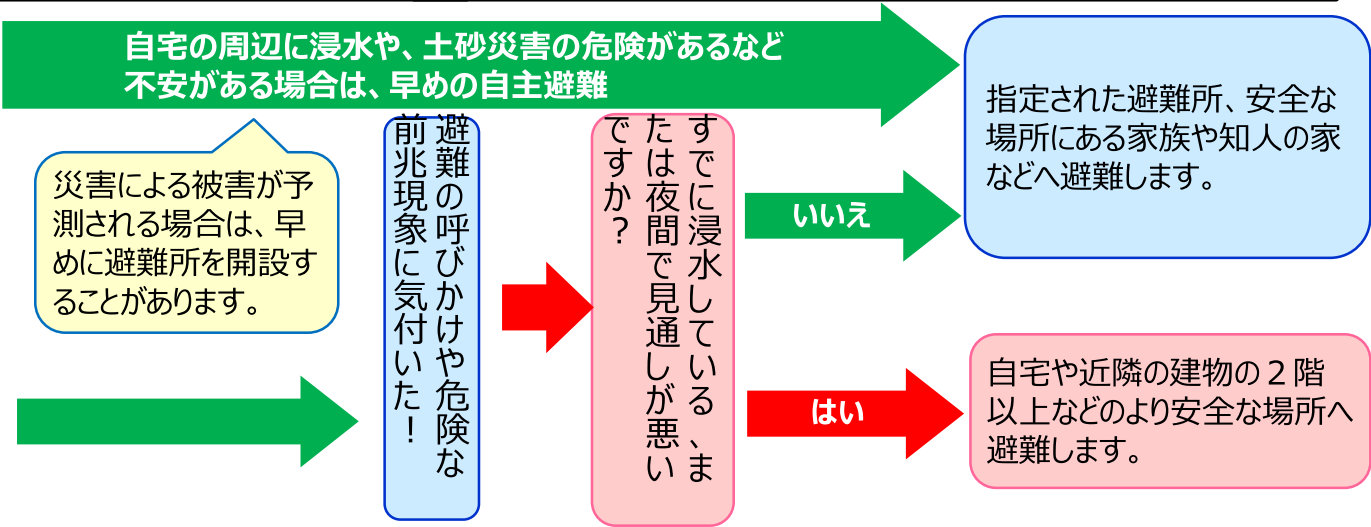
- 大雨時や暗くなると避難時の危険性が高まります。特に、高齢者等の災害時要援護者の方は早めの避難行動を心がけましょう。
- 浸水の状況によっては、外へ避難するとかえって危険な場合があります。そのようなときは、2階や屋上などに緊急避難しましょう。

## 洪水からの身を守るための行動の流れ

台風が接近する前・大雨が降る前

危険な前兆現象・避難に関する情報等

気象情報や周囲の状況に注意し、身の危険を感じたら直ちに避難できるように準備しましょう。



## 洪水から避難するポイント

1	大雨時には早めの避難	溪流沿い等に住んでいる人は、大雨の際や土砂災害警戒情報が発表されたときには、早めに近くの避難場所等に避難しましょう。
2	暗くなる前に避難	夜間に大雨が予測される際は、暗くなる前に避難することが安全です。特に高齢者等の要配慮者がいる場合は、早めに行動しましょう。
3	避難に関する情報が発令されたとき	市から高齢者等避難、避難指示等が発令されたとき

## 避難するときの注意事項

- 動きやすい服装にし、長靴は水が入ると歩きづらくなるため、運動靴を履きましょう。
- 非常用持ち出しはリュックサックなどを使い、両手が自由になるようにしましょう。
- 歩行できる水の深さは約 50 cmまでと言われていますが、水の流れが速ければ 20 cmでも歩行できなくなるので注意しましょう。
- 浸水した場合、水が濁っていて足下や側溝やマンホールが見えないことがあり、転落の危険があります。長い棒などを杖にして安全を確かめながら移動しましょう。暗い場合は懐中電灯が必要です。
- 浸水の状況によっては、外へ避難するとかえって危険な場合があります。そのようなときは、2階や屋上などに緊急避難しましょう。



## 土砂災害から身を守る

- 土砂災害が発生し、指定緊急避難場所までの移動が、かえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況の場合には、少しでも早く、より安全な場所へと避難する。具体的には、「近隣の安全な場所」（近隣の堅牢な建物、山から離れた小高い場所等）への移動や、「屋内安全確保」（屋内の高いところで山からできるだけ離れた部屋等への移動）をとる等、状況に応じて対応する。
- 土砂災害警戒区域・危険箇所等の居住者等については、高齢者等避難の段階から要配慮者に立退き避難開始を求めることに加え、その他の居住者等に対しても自発的に避難を開始する。風雨が強まってからの移動は負担も大きく命の危険を伴う場合があるので、可能な限り、天気が荒れる前に避難を開始する。
- 土砂災害警戒区域・危険箇所等の居住者等については、避難指示が発令された時点で、既に付近で土砂災害が発生していることなどにより、指定緊急避難場所までの移動が、かえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況の場合には、少しでも早く、より安全な場所へと避難する。具体的には、「近隣の安全な場所」（近隣の堅牢な建物、山から離れた小高い場所等）への移動や、「屋内安全確保」（屋内の高いところで山からできるだけ離れた部屋等への移動）をとる等、状況に応じて対応する。
- 小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等の土砂災害の前兆現象を発見した場合は、いち早く自発的に避難するとともに、市にすぐに連絡する。

### 土砂災害から避難するポイント

1	長雨や豪雨に注意	1時間に20ミリ以上、または降り始めからの降雨量が100ミリ以上になったときには、土砂災害が発生するおそれがあるので警戒しましょう。
2	前兆現象を知り早めに避難	土砂災害の発生前には、前兆現象がみられることがあります。前兆現象が起こったときは、速やかに避難しましょう。
3	土石流に直面した時の逃げ方	土石流のスピードは、時速20~40キロメートルととても速く、流れに背を向けて逃げても、すぐに追いつかれてしまいます。土砂の流れる方向に対して直角に逃げましょう。

### 「土砂災害警戒情報」が発表されたら！

- 「土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等」に住んでいる場合は、特に早めの避難が重要です。
- 香南市からの避難に関する情報に留意する。
- 「土砂災害警戒判定メッシュ」で災害発生の危険度が高まっている領域を確認する。
- 周囲の状況や雨の降り方にも注意し、危険を感じたら**直ちに自主避難**をする。
- 「土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等」は、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況です。速やかに、この領域外の少しでも安全な場所へ避難してください。



## 大雪・竜巻・高潮から身を守る

### 雪が降る前に…

- 水や食料等を備蓄する。
- 冬用タイヤやタイヤチェーンを準備する。
- 気象情報に注意する。



### 大雪が発生したら

- 不要不急の外出は避ける。
- 除雪作業は2人以上で行う。
- 雪崩に注意する。

### 竜巻が発生したら

#### 屋内にいる場合



- ・窓から離れる。
- ・窓、カーテンを閉める。
- ・窓のない部屋へ移動する。
- ・丈夫な机やテーブルの下に入って頭を守る。



#### 屋外にいる場合



- ・物置や車庫、プレハブの中は危険。
- ・電柱や樹木のそばも危険。
- ・頑丈な建物の物陰等に入り、身を小さくする。



### 高潮が発生したら

- 避難指示等が発令された後、逃げ遅れるなどして、指定緊急避難場所まで移動することがかえって危険を及ぼすと判断されるような場合は、「近隣の安全な場所」（海岸から離れた小高い場所等）へ移動し、それさえ危険な場合は、「屋内安全確保」（屋内の高いところや場合によっては屋上への移動）をとる等、状況に応じて対応する。
- 暴風時の屋外移動は危険を伴うこと、海岸堤防等の倒壊等が発生したとしても屋外への避難行動が必要とは限らないことから、高潮からの避難では、暴風が吹き始めるまでに予想最高潮位に応じた浸水想定範囲外への避難行動をとる必要がある。
- 台風等の接近が予想されるときには、海沿いには近づかない。

#### 高潮とは

高潮とは、台風や強風により海の水面（潮位）が通常より高くなることをいいます。  
高潮により海面が防潮堤より高くなると、海岸線や河口部の低い土地では浸水被害が発生します。



## 大規模事故・武力攻撃等から身を守る

### 火災が起こった場合

- できる限り低い姿勢をとり、急いで建物から出る。
- 口と鼻をハンカチなどで覆う。



### 瓦礫に閉じ込められた場合

- 明るくするためにライター等で火をつけない。(火災のおそれ)
- 動き回って粉じんをかき立てないようにする。口と鼻をハンカチなどで覆う。
- 自分の居場所をまわりに知らせるために、配管などを叩く。
- 粉じんなどを吸い込む可能性があるため、大声を上げるのは最後の手段とする。

### 爆発が起こった場合

- 姿勢を低くし、身の安全を守る。
- 周囲で物が落下していれば、おさまるまで頑丈なテーブルなどの下に身を隠す。
- 爆発が起こった建物などから速やかに離れる。

### 核物質（核爆弾等）が用いられた場合

- 遮へい物の陰に身を隠す。地下施設やコンクリート建物等、近くに建物があればその中へ避難する。
- 上着を頭から被り、口と鼻をハンカチで覆う。  
また、皮膚の露出をなるべく少なくして、爆発地点からなるべく遠く離れる。  
その際、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難する。



### 生物剤（細菌、ウイルス）が用いられた場合

- 石けんで、手、顔、体をよく洗う。
- 汚染された疑いのある水、食物の摂取は避ける。
- 感染の疑いがある人がいる場合は、その人が使用したものなどに触れず、頻繁に石けんなどで手を洗う。



### 化学剤（サリン等）が用いられた場合

- 口と鼻をハンカチで覆い、その場から直ちに離れる。
- 密閉性の高い屋内または風上の高台など、汚染のおそれのない安全な地域に避難する。
- 汚染された服、時計、コンタクトレンズなどは、屋外で速やかにビニール袋に入れ、処分する。

### 弾道ミサイルによる攻撃の場合

- 近隣の堅牢な建物などに避難する。
- その後、状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。

出典：内閣府「武力攻撃やテロなどから身を守るために」

[http://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/shiryou/hogo\\_manual.html](http://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/shiryou/hogo_manual.html)

## 災害時の主な活動

### 初期消火の実施

消火器、消防水利の確保、バケツリレー等による初期消火活動等



### 情報の収集・伝達

市や住民と連絡を取り合い、災害に関する正しい情報を収集・伝達する

### 救出・救護の実施協力

負傷者や倒壊した家屋等の下敷きになった人たちの救出・救助活動等  
負傷者の応急手当、救護所への搬送等



### 集団避難の実施

炊き出し、救助物資の分配に対する協力、要配慮者の安全確保等



## 集落が孤立した場合

### 連絡確保

- ・市民自らも、隣接地域および市との連絡確保に努めましょう。
- ・農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、およびアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、災害対策本部との連絡確保に自ら努めてください。



### 食料・飲料水の確保

- ・孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力しましょう。



### 救助の要請

- ・バイクや徒歩で消防本部に救助を要請しましょう。
- ・地面に大きな文字を書いて、ヘリコプターに救助を要請する方法もあります。





# 要配慮者の支援活動

## 「災害時」の主な誘導方法

### 高齢者、傷病者・難病患者、乳幼児・妊婦

- なるべく複数の支援者で対応できるようにする。
- 担架等を利用するほか、緊急時には、おぶって避難する。
- 妊婦は体調が変化しやすいため注意が必要であるとともに、移動に手助けや心配りが必要になる。
- 保護者と離れないよう、乳幼児が安心感を持てるよう配慮する。

### 目が不自由な人

- まずは声をかけて、そばに居ることを相手に知らせる。
- 誘導するときは手を引くのではなく、こちらの肩やひじを持ってもらう。

### 耳が不自由な人

- 呼びかけが聞こえないため、驚かせないように正面からやさしく肩を叩くなどして目を合わせる。
- 筆談のほか、身振りや手振り等を交えて情報を伝える。

### 知的・精神障害等がある人

- まずは、やさしく声をかけ、簡潔に状況を説明するなどして、相手を安心させる。
- 相手の気持ちを落ち着かせてから、安全な場所に誘導する。

### 車いすを利用している人

- 階段等では、必ず複数の支援者で車いすを持ち上げて援助する。
- 車いすでの移動が困難なときは、おぶって避難する。

### 日本語の理解が困難な人

- 身振りや手振り等でコミュニケーションをとる。
- 日本語でもよいので、積極的に支援の意思を相手に伝える。

## 要配慮者を支援するとき心がけたいポイント

### <相手を尊重する>

必要な支援だからと押しつけるのではなく、相手の意思や希望等を確認して、それを尊重しましょう。

### <笑顔で接する>

笑顔は相手の不安を和らげます。支援するときには、なるべく笑顔を保ち、お互いの信頼関係を築きましょう。

### <できない支援・無理な約束はしない>

結果的に要配慮者からの信頼を失い、大きな事故にもつながります。自分ができる範囲の支援を行いましょう。

### <医療行為はしない>

応急手当や要配慮者からの依頼にしたがって支援する場合を除き医療行為は行わず、医療の専門家に相談しましょう。

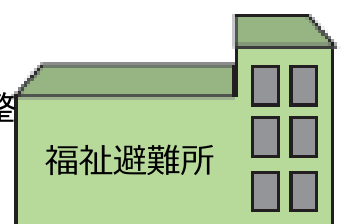
## 福祉避難所について

一般の避難所での生活が著しく困難な方を受け入れるための二次的避難所で、災害発生後3日目を目途に開設される避難所です。



避難所で避難生活が著しく困難になった場合

市において受入施設の調整



(注意) 直接避難することはできません

## 1. 安否確認、救出・救護

- 災害発生直後は、従業員一人一人が自らの安全を守ることが第一です。職場の長は事前に決めた方法で、従業員の安否を確認し、初動対応ができる方、救援が必要な方を迅速に把握しましょう。

## 2. 二次災害の回避

- 火災が発生した場合には自衛消防組織等で避難誘導、初期消火に努めましょう。また、火気使用設備や化学物資、危険物を扱う事業所では設備の運転を停止し、危険源の状態を確認しましょう。



## 3. 従業員への対応

### ① けが人への対応

- けが人がいる場合には救命講習で得た知識で応急手当を実施しましょう。
- また、大規模災害で消防署が対応できない場合や電話が繋がらない場合には、負傷者を病院へ搬送しましょう。

### ② 備蓄物資の支給

- 食糧、飲料水、毛布、トイレなど帰宅困難者となった従業員や、災害復旧活動に従事する従業員などに配布しましょう。
- また修理、復旧に必要な緊急物資の備蓄も活用しましょう。



### ③ トイレ対策

- 震災後には大規模な断水被害も想定されています。事業所のトイレが使用できる状況か確認しましょう。使用できない場合には備蓄している携帯トイレや仮設トイレを使用しましょう。

### ④ 帰宅困難者対策

- 発生直後の一斉帰宅行動を回避してください。従業員を一時的に自社にとどめ、事業所の復旧活動要員として活用し事業再開に努めてください。

## 4. 地域団体等との連携

- 事業所は、自らも地域を構成する一員として、自助、共助の精神に基づき、初期における消火や救出救助、応急救護活動等に地域団体とともに積極的に参加し、被害の軽減や二次災害の防止に努めてください。

## 5. 重要データ・財産の保護

- 業務継続に不可欠な重要データや財産を耐火金庫などに収納して保護しましょう。
- 津波や土砂災害など、一刻を争うときには、ただちに避難しましょう。



## 避難所の運営

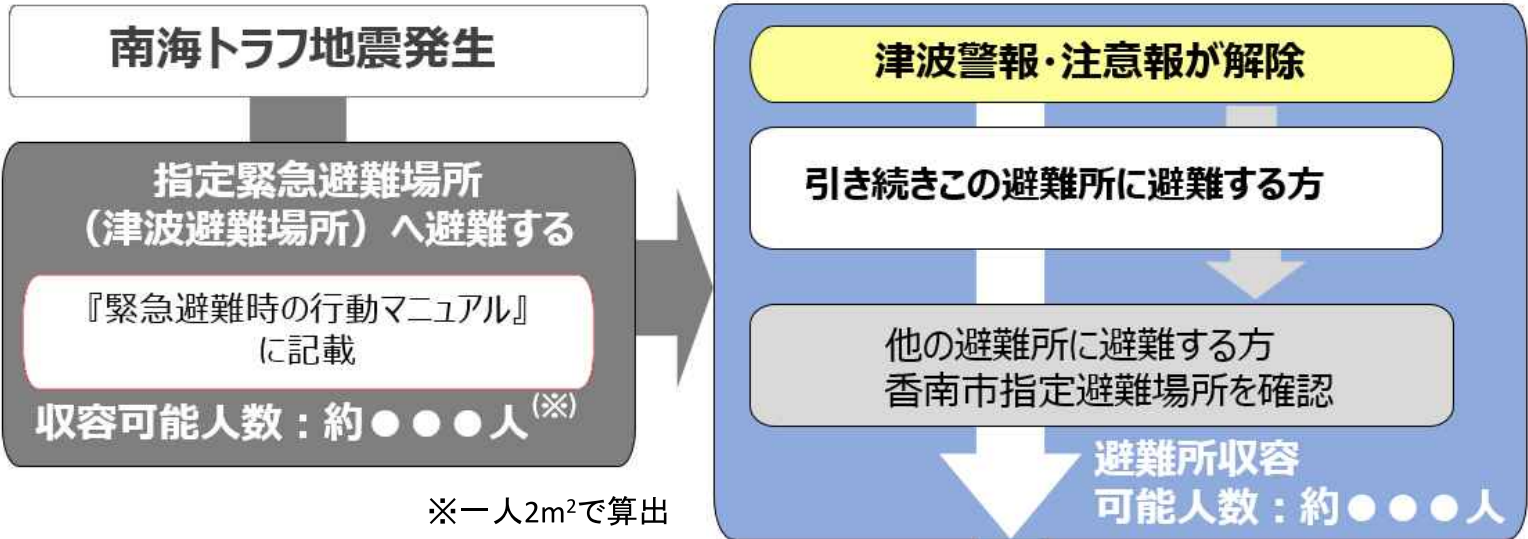
### みんなで共同して避難所の運営を行いましょう

大規模災害時において、多くの市民が被災するなか、避難所を市が主体となって運営することは困難であると想定されています。

このため、すべての避難者が安心して、良好な生活環境のもとで避難生活を送ることができるよう、避難者を含む地域の方々が主体となって、お互いに助け合い、力を合わせて避難所の運営を進めていただきたいと思います。

香南市では、津波浸水区域外にあるすべての指定避難所に「避難所運営マニュアル」の作成を進めています。避難所運営マニュアルが作成されている指定避難所では、マニュアルに従って避難所の開設、運営を行ってください。

### 津波避難から避難所運営への流れ



※一人2m<sup>2</sup>で算出



この避難所運営マニュアルに記載されている部分

## 避難所開設時にやること

- 当面の活動を指示するリーダーを決めてください。

避難所へ避難している人の中からリーダーを決めてください。  
事前に話し合っているリーダーの候補者がくれば、交代することもできます。



- 避難所の受け入れ準備ができるまでは、避難者は屋外で待機してください。

避難者に危険が及ぶ可能性や収容に混乱が生じることがありますので、受け入れ準備ができるまでは屋外で待機してください。

## リーダーになった人の心構えと役割

- マニュアルを手に取り、このページを読んでから、**避難所を開設するための準備“リーダーカード”**を確認してください。
- リーダーのやるべきことは、避難所の開設に必要な活動を行う人を指名し、具体的な活動内容が記載された役割カードを渡して、指示することです。
- 落ち着いて行動し、やるべきことを順に指示してください。

リーダー



安全確認チーム



受付設置チーム

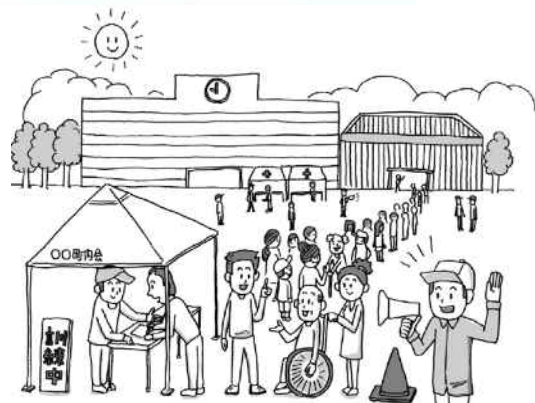


区割りチーム



## 避難されてきた皆さんへ

- 避難所の開設には、皆さん一人ひとりの協力が必要です。
- **リーダーも避難者の一人で、専門家ではありません。**
- 皆さんで助け合って、必要な作業を分担し、避難所の開設を進めてください。



出典：赤岡小学校避難所運営マニュアル（案）

## ペットとの同行避難

### 災害が起きたらペットと一緒に避難！

#### ペットとの同行避難の意義

災害時にペットと一緒に避難することを「ペット同行避難」と言います。ペットを家に置いてきたままにすると、ペットが心配で家に戻ろうとして、飼い主が二次災害に遭ったり、災害後多くのペットが放浪することにより、生活環境が悪化したりします。



#### まずは人の身の安全を確保

自分の安全をまず確保しましょう。災害時にペットを守るためには、飼い主が無事であることが大切です。

#### 「持ち出し品リスト」ペットの命や健康にかかわるものから優先的に

##### 【優先順位①】命や健康に関わるもの

- 療法・薬……災害時には手に入りにくくなります。普段からゆとりを持って備えておきましょう。
- フード・水……支援物資が届くまで5日分以上用意しておきましょう。
- 予備の食器・リード（伸びないもの）
- ガムテープ……ゲージの補修など多用途に使用可能です。

##### 【優先順位②】飼い主や動物の情報

- 動物の写真……迷子になったときに、情報提供するために必要です。携帯電話にも保存しておきましょう。
- 動物の飼育記録・飼育手帳……かかりつけの動物病院から配布されたもの。注射記録や病歴の確認ができます。



### 避難所での飼育ルール

**避難所では多くの人たちが共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。**

- 1 避難所の管理責任者の指示には、必ずしたがってください。
- 2 ペットは、指定された場所に必ずつなぐか、檻の中で飼ってください。
- 3 飼育場所や施設は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒してください。
- 4 危険やトラブルの防止に努めてください。
- 5 屋外の指定された場所で必ず排便させ、後始末を行ってください。
- 6 給餌は時間を決めて、その都度きれいに片付けてください。
- 7 ノミの駆除に努めてください。
- 8 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。

# 第3章 生活を立ち上げる

## 第1節 災害の片付け

生活を  
立ち上げる

### 1. 浸水後の清掃、消毒

浸水後は、家屋や家具等に泥などが付着するため、しっかりと清掃を行う必要があります。また、感染症の発生を予防するためにも、消毒を行う必要があります。市から配布された消毒剤で消毒しましょう。

防疫活動に際して、市は、市民の皆さんと協働して、家屋・便所・溝等の消毒活動を行います。また、感染症予防の啓発、広報を行います。

問い合わせ先：香南市健康対策課（電話0887-50-3011）

### 浸水した家屋を清掃される方へ ～清掃作業時の注意事項～

感染症予防のためには、**清掃** と **乾燥** が最も重要！

屋外（床下や庭等）では消毒は原則不要です。

#### 清掃作業時の注意事項

- ドアと窓をあけて、しっかり**換気**  
数日して自宅に戻るときは、屋内にカビが発生していることがあります。
- 汚泥は取り除き、しっかり**乾燥**  
消毒薬は、汚れを取りのぞいた上で使用しましょう。
- 清掃中のケガ予防に**手袋**を着用
- ほこりを吸わないように**マスク**を着用
- 清掃が終わったらしっかり**手洗い**

#### 主な消毒方法

薬液の濃度や用法など消毒薬は、薄めて（希釈し）使用するものがあります。使用上の注意事項を確認してから使用しましょう。

消毒薬	対象と使い方	
	食器類・流し台・浴槽	家具類・床
次亜塩素酸ナトリウム （家庭用漂白剤でも可）	<b>0.02%に希釈する</b> ①洗剤で洗剤と水で洗う。 ②希釈した消毒薬に5分漬けるか、消毒薬を含まれた布で拭く。 その後、水洗い・水拭きする。 必ず乾燥させる。	<b>0.1%に希釈する</b> ①ぬいものの汚れを洗い落とすか、傷口などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ②調製した液を濡した布などでよく拭く。 ③消毒薬や木山など色めが気になる場合は、水で2度拭きする。
消毒用アルコール	<b>希釈せず、原液のまま使用する</b> ①洗剤と水で洗う。 ②アルコールを含まれた布で拭く。 家庭用アルコールが濃度のものを使用することは避け、おなじみの消毒剤を使用する。	<b>希釈せず、原液のまま使用する</b> ①ぬいものの汚れを洗い落とすか、傷口などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ②アルコールを含まれた布で拭く。 ※70%以上のアルコールが効果的であることを利用することを確認し、適切な濃度で使用する。
10%塩化ベンザルコニウム （塩素漂白剤）	<b>0.1%に希釈する</b> ①ぬいものの汚れを洗い落とすか、靴などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ②希釈した液を濡した布などでよく拭く。	<b>0.1%に希釈する</b> ①ぬいものの汚れを洗い落とすか、傷口などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ②調製した液を濡した布などでよく拭く。

#### 清掃作業時の服装

土ほこりへの対応

- **ゴーグル・マスク**を着用
- 作業後には**手洗い**

目に異物が入った場合

- 目を洗淨しても、**充血が起きている場合**などは**医師に相談**しましょう。



傷口からの感染への対応

- **丈夫な手袋**や**底の厚い靴**などを着用
- **長袖**など肌の見えない服装を着用

ケガをした場合

- 傷口を流水で洗淨し、消毒しましょう。  
特に**深い傷**や**汚れた傷**は**破傷風**になる場合があるため、**医師に相談**しましょう。

#### 消石灰の取扱いに注意

- 消石灰を素手で触ったり、目に入らないよう注意。
- 目に入った場合、失明する恐れがあるため、すぐに大量の水で洗い流し、医療機関を受診しましょう。

# 第1節 災害の片づけ

## 2. 災害廃棄物の搬出

浸水により使用できなくなった畳、家具、電化製品等の大量のごみは、市の指示に従い、災害廃棄物の集積や分別等についてルールを守って搬出しましょう。

市では、被害地域の廃棄物の発生状況と、収集運搬体制および処理施設の稼働状況を総合的に判断して、必要な人員・資機材を確保します。

県では、災害廃棄物処理等の協力に関する協定により、関係団体等と連携して処理にあたります。

問い合わせ先：香南市環境対策課（電話0887-57-8508）



### 災害廃棄物の搬出ルールと処理の流れ

#### 災害廃棄物の搬出に関する周知事項（排出ルール）

被災された方は、市より以下の情報（排出方法等のルール）を広報いたしますので、

##### 広報内容

- ①生活ごみの収集再開日（通常の燃えるごみ・資源ごみ）
- ②災害廃棄物の受入場所（仮置場の位置）・受入日・受入品目
- ③注意事項等

- ・収集日・受入日以外はごみを出さないこと
- ・分別の徹底
- ・仮置場に持ち込んではいけないもの
- ・災害廃棄物であることの証明方法

※生活ごみと災害廃棄物は異なります

##### 対象とする廃棄物

項目	内容
災害がれき	建物等の撤去に伴って発生するコンクリート、廃木材等（災害廃棄物）
粗大ごみ	災害により大量に発生した廃畳・家具類等（災害廃棄物）
生活ごみ	家庭及び避難所から発生した生活ごみ等
し尿	仮設トイレのし尿、水没便槽等からのし尿等

#### 災害廃棄物処理の流れ

発災時には膨大な量の災害廃棄物が発生します。災害廃棄物処理の流れの理解を深めていただき、災害時の安全で円滑な処理にご協力をお願いします。



##### 被災現場 (近隣仮置場)

被災現場では、撤去、一時的な集積、運搬などが行われます。人命救助や物資の輸送が優先されるため、多量の廃棄物は一時的に仮置される場合があります。この場合、後の運搬や処理等を考えた配置や形状となるよう、分別しておくことが望めます。



##### (一次・二次) 仮置場

処理前に、災害廃棄物等を一定期間、分別・仮置きしておく場所です。災害廃棄物の量や状態、場所によって、一次のみの場合、二次まで設定される場合があります。



##### 処理・処分

災害廃棄物は法に則って適正に処理、再生、処分される必要があります。また、復興を促進するうえでも、迅速な処理、処分が必要になるため、既存施設を最大限活用するとともに広域処理や仮設処理施設を設置しての処理が実施されます。



出典：環境省「災害発生時における災害廃棄物の注意」

## 第1節 災害の片づけ

## 3. ボランティアの受入れ

清掃、消毒、廃棄物の搬出等においては、高齢者、障がい者等に配慮するとともに、ボランティアの応援を得て、地域全体で協力して、適切かつ迅速に行うようにしましょう。

災害時により迅速にボランティアの受入れ、活動の調整が行えるよう、市は、市社会福祉協議会との相互協力により、「香南市災害ボランティアセンター」を運営設置し、地域内外からのボランティアを円滑に受入れます。ボランティアによる支援が必要な方、地域は香南市災害ボランティアセンターへ支援を要請しましょう。

問い合わせ先：香南市社会福祉協議会（電話0887-57-7300）

## 防災ボランティアを受入れるために

防災ボランティア活動は、被災地の復旧・復興、被災された人たちへの寄り添いやお手伝いなどに大きな役割を果たします。ボランティアの力をうまく引き出すために、ボランティアを地域で受入れる環境・知恵（受援力）を身につけて、地域防災力を高めましょう。

## ボランティア活動の基本

- ボランティアは日中に活動をしますが、天候が悪いときなどは行わないことがあります。
- ボランティアは自発的な活動ですので、人数が少ない場合はすぐに対応できないこともあります。

## 平時に高める「受援力」

- 災害時に被災地外からやってくるボランティアは被災地の土地勘がありません。地域の情報整理（地域の危険箇所マップづくりなど）をしていれば、ボランティアの受入れの際に役立てることができます。
- ボランティアの受入方法やボランティアがどのような活動をするのかを事前に知っておきましょう。
- 災害時にお手伝いをしてもらえる相手が誰かを地域の民生委員等から把握しておきましょう。

## 災害時：お手伝いの依頼の基本

- ボランティアにお手伝いのお願いをする際には、身の回りの状況や誰が困っているのかなど「地域の状況」をできるだけ具体的にお伝えすることが大切です。災害の際はそのための情報収集にも努めましょう。
- ボランティアは原則として、被災地に負担をかけないよう、水・食事・衣服・宿泊場所等の準備を行ってきますので、食事・宿泊場所などの提供や報酬等も必要ありません。
- 支援のお願いを災害ボランティアセンターに出すことで、ボランティアの人たちがお手伝いにきてくれます。

## 家屋では

- 家財の片付けを家族だけとするのはとても大変ですので、無理をせず、ボランティアに手伝ってもらいましょう。
- 一緒に作業する際には、休憩中に災害のときの様子や地域の風習などの話をしてみてください。
- 災害により家が傾いていたり、余震や天候不良により二次災害の危険がある場合は、ボランティアに家の中の物を取ってきてもらうのは控えてください。ある程度、落ち着くまでは我慢も必要です。

## 避難所では

- 日頃から、避難所の場所や備蓄の内容、運営の担い手・運営方法など知っておく必要があります。
- 自分でできることは自分で行いますが、自分でできないことはボランティアにお手伝いを求めることもできます。

## 復興時のボランティアとおつきあい

- 復興計画や新しいまちづくりに、行政や地元の住民だけでなく、ボランティアも一緒に参画することにより、コミュニティが活性化し、よりよい計画づくりやまちづくりにつながります。
- 避難所での暮らしでお世話になったり、家屋の片付けなどを手伝ってもらったボランティアに、手紙などでお礼のメッセージや近況をお伝えしましょう。
- 災害時に出会ったボランティアが、被災した地域のファンになってもらえるように関係づくりをしましょう。

## 1. 罹災証明書を申請する

「罹災証明」は、各種被災者生活支援制度を受けるとき、家屋（居住のために使っている建物）の被害程度を証明するものです。

市は、災害に遭われた市民の皆さんからの申し出に対して、家屋の被害状況の調査を行い、確認した事実に基づき被害の程度を証明する「罹災証明書」を発行します。

被災の程度は、家屋を対象に、一棟ごとに母屋で判断するもので、屋根、壁、構造体など部分ごとに表面に現れた被害を調査して「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部破損」の判定をします。ただし、家財道具や門柱、門扉などの外構部分については、罹災証明の対象外となります。

また、被害状況が確認できないときまたは半壊に至らない等の場合は、本人の申告により被災状況届出受理書（本人の申告があった旨を証明する）を交付します。のちに半壊以上の被災を調査確認したときは、罹災証明書に切替え交付します。

### 罹災証明が被災された方に交付されるまで

#### ①被災者から市町村へ申請

罹災証明書の交付申請を税務収納課に行います。

#### ②住家の被害状況の調査（香南市）

被災者から申請があつたとき、住家の被害状況を調査し、被害の程度（全壊、半壊等）を判定します。

##### 【第1次調査】

・主に外観目視による調査を実施し、住宅の被害の程度を判定します。

##### 【第2次調査】

・再度、被災者からの依頼があつた場合に、外観目視による調査に加えて、建物内部への立ち入り調査、住宅の被害の程度を判定します。

#### ③罹災証明書の交付（香南市）

判定結果を記載した罹災証明書が交付されます。

#### ④各種被災者支援制度の活用

罹災証明を受けることにより、各種の被災者支援措置を受けることができます。

### 災害の被害認定基準

住宅の被害状況は、外観目視による調査や建物内部への立ち入り調査により、以下の基準で判定し、罹災証明書に記載いたします。

被害の程度	認定基準
全壊	住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも
大規模半壊	「半壊」の基準のうち、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの
中規模半壊	「半壊」の基準のうち、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの
半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
半壊に至らない	全壊、大規模半壊及び半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のも

### 各種被災者支援制度

交付された「罹災証明書」を活用することで以下のような被災された方の生活再建に対する支援制度を受けることができます。

項目	内容
各種被災者支援策 給付	被災者生活再建支援金、義援金等
減免	税、保険料、公共料金等
現物給付	災害救助法に基づく応急仮設住宅、住宅の応急修理等
融資	(独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金等

## 2. 人的被害に対する支援を受ける

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により死亡したまたは行方不明となった市民の皆さんの遺族および自然災害により精神または身体に著しい障害を受けた市民の皆さん、ならびに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給を行い、市民の皆さんの早期再建を支援します。

各制度の条件に当てはまる方々は、この支援を受けることができます。



### 市の取組み【人的被害に対する支援】

#### 災害弔慰金、災害障害見舞金の概要

		災害弔慰金	災害障害見舞金
目的		災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給します。	災害により精神または身体に著しい障害を受けた市民に対し、災害障害見舞金を支給します。
給付の種類		給付・還付	
対象災害		<ul style="list-style-type: none"> <li>①香南市において住居が5世帯以上滅失した災害</li> <li>②高知県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害</li> <li>③高知県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害</li> <li>④災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が全国で2以上ある場合の災害</li> </ul>	
被害状況		上記災害により、死亡された方の死亡当時における配偶者(事実婚を含む)、子、父母、孫、祖父母。また、いずれの方もいない場合に限り、死亡された方の死亡当時その方と同居、または生計を同じくしていた兄弟姉妹。(行方不明者についても同様)	上記の災害により重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた方
支給額	生計維持者が被害	500万円	250万円
	その他の方が被害	250万円	125万円
対象となる方		<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給します。</li> <li>●支給の範囲・順位                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・1.配偶者、2.子、3.父母、4.孫、5.祖父母</li> <li>・上記のいずれも存在しない場合には兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その方と同居し、または生計を同じくしていたものに限る)</li> </ul> </li> </ul> <p>※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により以下のような重い障害を受けた方です。                             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼が失明した人</li> <li>2. 咀嚼(そしゃく)および言語の機能を廃した人</li> <li>3. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人</li> <li>4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人</li> <li>5. 両上肢をひじ関節以上で失った人</li> <li>6. 両上肢の用を全廃した人</li> <li>7. 両下肢をひざ関節以上で失った人</li> <li>8. 両下肢の用を全廃した人</li> <li>9. 精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人</li> </ol> </li> </ul> <p>※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等です。</p>



### 3. 罹災判定に応じた支援を受ける

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた方で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な市民の方に対して、被災者生活再建支援法等に基づき、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して災害援護資金の貸付や被災者生活再建支援金の支給を行います。

## 市の取組み【生活再建に対する支援①】

### 災害援護資金の貸付

目的	災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、生活を立て直すための資金として、一定の所得要件を満たした者に貸付けを行います。					
給付の種類	貸付(融資)					
対象災害	都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害					
所得制限	市民税における前年の総所得金額(世帯人員数により金額が異なります)					
貸付限度額		家財の1/3以上損害および住居の損害がない	家財の損害がありかつ住居の損害がない	住居が半壊	住居が全壊	住居の全体が滅失または流失
	世帯主の負傷し、療養期間がおおむね1ヶ月以上の場合	150万円	250万円	270万円 (350万円)	350万円	—
	世帯主におおむね1ヶ月以上の負傷がない場合	—	150万円	170万円 (250万円)	250万円 (350万円)	350万円
※被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、( )の金額となります。						
対象となる方	●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。					
	1. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上					
	2. 家財の1/3以上の損害					
	3. 住居の半壊または全壊・流出					
	●所得制限があります。表の額以下の場合が対象です。					
		世帯人数	市町村税における前年の総所得金額			
	1人	220万円				
	2人	430万円				
	3人	620万円				
	4人	730万円				
	5人	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。				
貸与利率	年3%(据置期間中は無利子)		据置期間	3年(特別の場合5年)		
償還期間	10年		償還方法	年賦償還(または半年賦償還)		

問い合わせ先：香南市総務課（電話0887-57-8500）



## 市の取組み【生活再建に対する支援②】

### 被災者生活再建支援金の支給

目的	災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活再建支援金を支給します。										
支援の種類	給付										
対象災害	10世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害										
支給額	支給額は、以下の①、②の合計額（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊						
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円							
②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円		
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）								
支給額	200万円	100万円	50万円								
	※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計200（または100）万円										
対象となる方	●住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により全壊等または大規模半壊した下記の世帯が対象です。 ①住宅が「全壊」した世帯 ②住宅が半壊し、または住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、または解体されるに至った世帯 ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）  ※被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。 ※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が10世帯以上全壊した災害等です。										

問い合わせ先：香南市総務課（電話0887-57-8500）

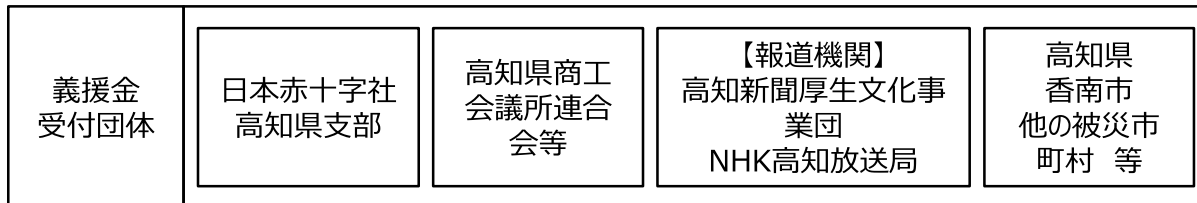
## 4. 義援金品を受け取る

市は、災害対策本部 財政班、渉外班が窓口となり、全国各地から寄せられた義援金品の配分を行います。自然災害により被災された市民の皆さんはこうした義援金品を受け取ることができます。

### 義援金が被災された方に届くまで

#### ①高知県における義援金配分委員会の設置

高知県は、日本赤十字社の高知県支部やその他の義援金の受け入れ団体、報道機関などの関係者からなる「義援金配分委員会」を設置し、義援金の配分について協議、決定します。



#### ②義援金募集、受け付け

日本赤十字社は義援金の受け付けを開始します。



#### ③日本赤十字社から義援金配分委員会へ送金

日本赤十字社はお寄せいただいた義援金を全額高知県に設置された義援金配分委員会へ送金します。



#### ④配分対象市町村への送金

高知県の義援金配分委員会の決定に基づき、管下の配分対象市町村へ義援金が送金されます。



#### ⑤香南市から被災者への義援金の配分

被災された方がたからの申請に基づき、香南市から義援金が届けられます。

## 5. 住宅再建に対する支援策を活用する

市は、関係機関と連携し、災害により住居を失った方の住宅の確保に努めるとともに、自力で住宅を確保する方に対して以下のような支援を行います。

### ① 住宅相談窓口の設置

建築関係団体の協力を得ながら、災害復興本部に住宅相談窓口を設置し、市民の皆さんからの修繕、新築、融資等の相談、また情報提供を行います。

### ② 住宅の供給

民間、県等の協力を得て、住宅の供給を行います。

#### (1) 公営住宅等の空き家活用

既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災市民の住宅として供給します。

#### (2) 災害公営住宅の供給

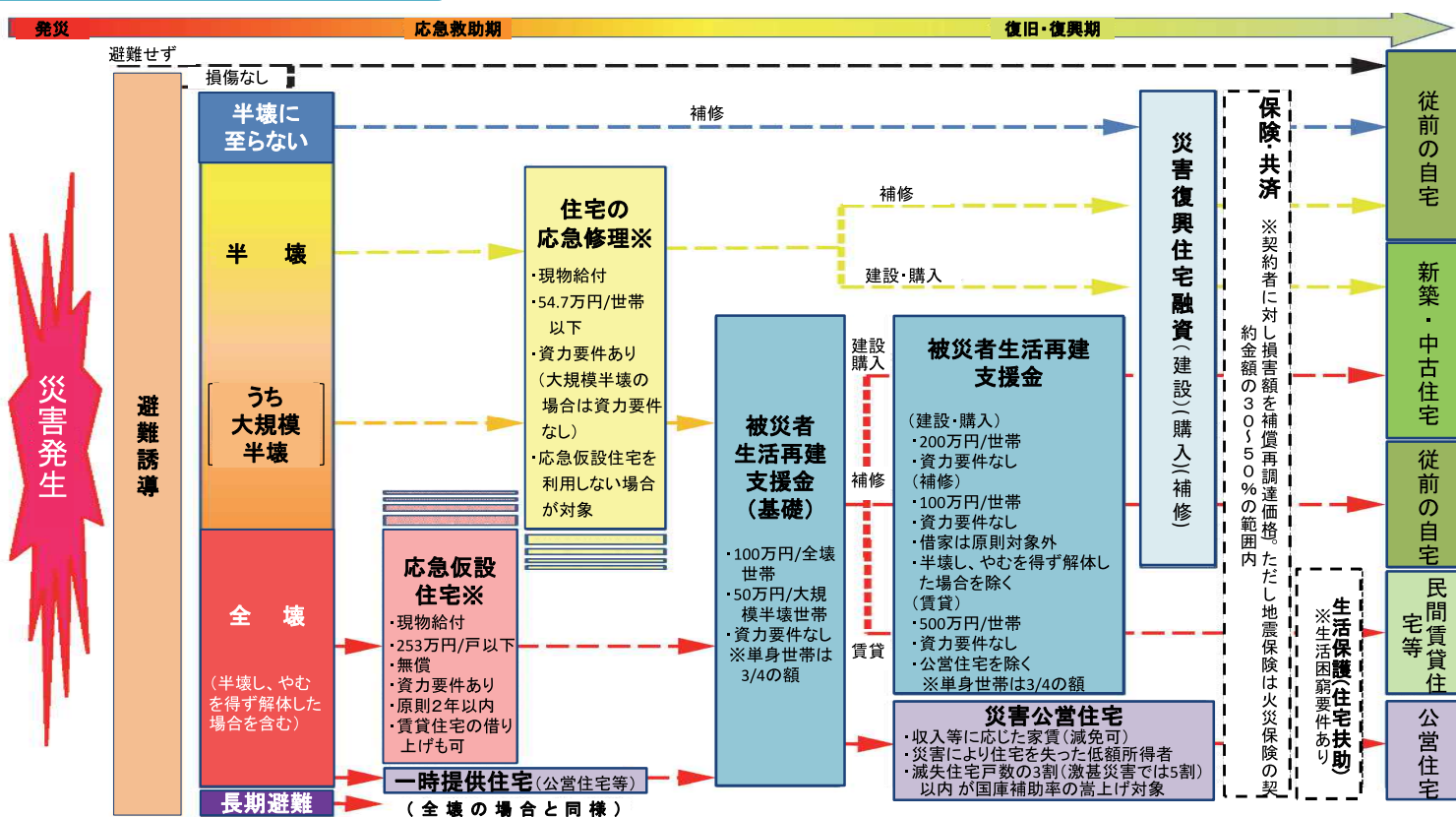
災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯の方を対象として、公営住宅を供給します。

### ③ 災害復興住宅融資の活用

独立行政法人住宅金融支援機構法による災害復興住宅資金の融資等を受けることができます。



## 住宅再建の流れ



出典：内閣府「被災者の住まいの確保策に関する委員の意見整理」に一部加筆

## 6. 再就職に向けた職業斡旋等を活用する

早期の再就職に向け、市等が開催する臨時職業相談所等を利用したり、公共職業安定所による職の斡旋を受けることができます。



## 1. 住みやすい地域づくり

大規模災害時には、多くの家屋が被害を受け、住宅等の再建が必要となります。住宅等の再建時には、地域内の道路幅を広く取り、お互いに住みやすく、災害時にも避難経路が確保しやすい地域づくりをしましょう。



## 2. 地域コミュニティの再生

災害発生直後には、多くの人々が避難所での生活を余儀なくされ、これまで住んでいた場所や地域を離れることが予想されます。長期化する避難生活によって、これまでの近所の交流や地域のつながりが希薄となることから、生活への活力が奪われてしまいがちです。

また、生活の再建にあたっては、清掃活動をはじめ、個人単独では対応が困難なことが多く、近隣住民との協働が欠かせません。

近隣住民との絆を築き、結束させていくために、毎年恒例で行っていたまつりや交流会など、地域のイベントや行事を再開し、地域コミュニティの再生に取り組みましょう。



## 3. 災害教訓の伝承

大きな災害が起きた直後においては災害に対する意識が高く、災害に対する備えや訓練も活発に行われます。しかし、時間の経過と共に災害の経験は風化し、災害に対する意識も薄れがちとなっていきます。また、大きな災害は数十年に1度の発生であり、次の災害発生時には過去の大規模災害経験者はわずかしかないことが想像されます。

また、香南市においては、これまでも南海トラフ地震による津波被害を受けており、先人たちの「同じ悲劇を二度と繰り返してはならない」という強い願いで建てられた記念碑等が各地に残されています。先人たちの思いを受け継ぐとともに、災害の経験や教訓を後世に伝承し、地域の防災力の向上を目指しましょう。



■ 碑に大地震の悲惨さを  
書き記し、人々に地震に  
備える心構えを報告

◆ 飛鳥神社  
安政地震の碑 [香我美町]



◆ 上岡八幡宮  
築石完成記念碑

[野市町] ■ 大地震による津波が物  
部川を逆流し、上岡地区  
まで水が押し寄せたこと  
を記す碑



◆ 観音山の記念碑

■ 大地震による大津波で  
観音山に逃げた数百人の  
命が助かる。その戒めを  
書き記した。

[夜須町]

地震津波被害の記録  
—安政大地震(一八五四年)—

## 1. 復旧対策本部を設営する

復旧に際しては、復旧対策本部などの組織を設け、早急に復旧計画を立てましょう。場合によっては、災害対策本部と同一にしたり、災害対策本部に組み込んだりすることも可能です。いずれにしても経営的な判断が問われますので、トップに直結した組織であることが必要です。

## 2. 業務再開拠点を確保する

まず、事業所の施設や設備の被害状況を点検し、事業所が業務を継続するにあたって使用可能か判断しましょう。事業所が被災して業務が継続できなくなった場合、業務の再開には「被災した事業所の応急復旧を行い、再開する方法」と「代替施設で直ちに再開する方法」があります。代替施設の事前選定にあたっては各種災害リスクを確認して判断しましょう。

## 3. 人員を確保する

従業員は、自身・家族の安全の確保や交通機関の復旧等ができ次第、出勤するようにし、人員を確保しましょう。また、人員の不足が予想される際には、人員の確保計画を検討しておきましょう。

- ・被災地外に事業場あり：応援人員の派遣を実施
- ・被災地外に事業場なし：派遣社員等の雇用、協力会社への要請



## 4. 在庫の確認、資材の調達をする

業務再開に際して商品の在庫状況を確認し、商品を確保しましょう。商品が不足する場合には、被災地以外の取引先への調達・支援要請をおこなったり、通常ルート以外の調達ルートを利用するなど商品の確保に努めましょう。

## 5. 通信手段・システムを復旧する

人員や資材の確保・支援要請や取引先等の関係機関との調整・連絡には通信手段・システムを確保することが欠かせません。あらゆる方法によって通信手段・システムの復旧に努めましょう。また、平時より複数の通信手段・システムを構築しておきましょう。



## 6. 取引先、得意先への対応

これまでの地震対策では人命の安全、資産保全に関する緊急時の対応が中心で、納品の中止、サービス提供の中断により取引先、得意先の被る不利益への対応はあまり考えられてきませんでした。顧客や取引先のリストに基づき清算、出荷計画の変更連絡や調整を行い事業所の被災状況、復旧見込などの情報をあわせて伝えましょう。

## 7. 資金の応急措置

業務の継続・再開にあたっての財務状況を把握し、必要に応じて「災害復旧貸付制度」等の活用により、資金を調達しましょう。

また、資金の調達にあつては金融機関・公的機関の情報や専門機関から助言を得ましょう。



## 1. 復興まちづくりを実現する

復興まちづくり計画が策定されてからは、行政では、道路や公園、災害公営住宅の整備といった本格的な復興まちづくりが始まり、まちの基盤が整っていきます。市民の皆さん各自による家の再建、復興まちづくりが実現します。

市では、発災後においても1日も早く地域を復興するために、平時に市民の皆さんと行政とが協力して、目指すべき復興のあり方について検討する「事前復興計画」を策定しています。

「事前復興計画」の検討の中で、「復興まちづくり組織」を設立し、「自分たちの生活像」や「地域レベルのまちづくり」等について話し合い、市民の皆さん全員が地域の復興のイメージを共有することで、復興への意識や対応力を向上させていきましょう。

### 事前復興計画とは

「香南市事前復興計画」とは、東日本大震災における教訓等を踏まえ、事前に復旧・復興に向けて取り組むべき施策を定めておくことで、発災時の混乱する状況下においても迅速な復興を可能とし、被災された方の1日も早い生活を再建し、さらに安全で安心なまちづくりを進め、持続的発展が可能な都市にしていくことを目指す計画です。

また、地域の復興にあたっては市民の皆さんの協力が欠かすことができません。平時より復興についての話し合いや訓練等を通じて、事前復興計画の内容を充実させるとともに、地域の結束力を高めていきましょう。

#### 事前復興計画の役割と構成

- ・「事前復興計画」は、発災後に策定される「復興計画」の基本となる計画で、復興を迅速に進めるための計画です。
- ・「都市」、「くらし」、「住宅」、「産業」の分野について復興の内容・目標等が定められています。



#### 復興まちづくりに係る平時の取組

- ・市民の皆さまは平時より防災訓練や復興まちづくりの講座等に参加し、復興への対応力を向上させましょう。



立場	主な取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災時における避難行動等を家族で話し合いましょう。</li> <li>・防災訓練や自主防災組織活動へ参加しましょう。</li> <li>・自宅周辺の災害リスクを防災マップ等で確認しましょう。</li> <li>・復興まちづくり訓練や講座に参加しましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の安否確認・参集の方法を定め、周知しましょう。</li> <li>・BCP計画を策定し、取引先や従業員に周知しましょう。</li> <li>・防災訓練を実施し、防災体制を整えましょう。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災活動、防災訓練を積極的に実施しましょう。</li> <li>・行政等と協力し、復興まちづくり訓練を実施しましょう。</li> <li>・地区防災会議を実施し地域の防災力を向上させましょう。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興まちづくり訓練や講座を実施し、復興まちづくりの体制や進め方等について市民と共有します。</li> <li>・防災マップの配布・更新を行い、避難場所や災害リスク等について周知します。</li> <li>・事前復興計画の見直し・公表を行い、復興まちづくりの方針や進め方等を周知します。</li> </ul>

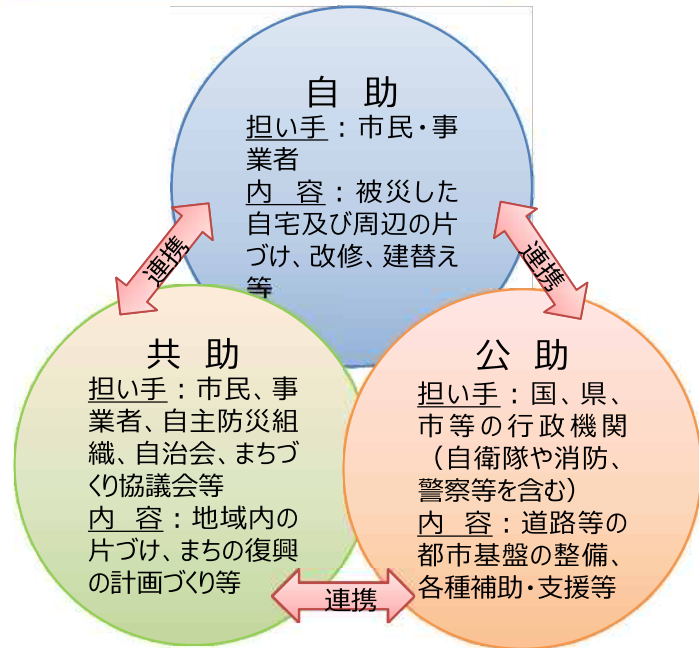
## 2. 地域における復興まちづくり組織の設立

復興まちづくりでは、行政とパートナーシップをもって地域の復興を進めていく母体となる組織が必要であり、地域住民が一体となって設立します。

しかし、多くの市民の皆さんが被災して避難生活を行っている状況においては、短期間でこうした組織を立ち上げることは容易ではありません。

したがって、自治会が被災後に復興まちづくり組織となることを位置づけておくことや、日頃から「災害が発生した際の地域の復興」をテーマに学習会を行う等、復興のまちづくりに関する意識を高める活動に取り組みましょう。

### 復興まちづくりの担い手と内容



## 3. 自分たちの新しい生活像を考える

地域の復興まちづくりを考えていくにあたっては、まず地域で生活する各自が今後、その地域でどのような暮らしをしていくかを検討しましょう。

例えば、今から10年後、20年後にはどのような家族構成で、どのような仕事をしているかを考えていく中で、生活再建シナリオを描きましょう。



## 4. 新しい生活を支えるまちづくりを考える

各自が生活の再建を描く中で、それらを実現する土地利用や街並み、道路、公園、商業機能の立地や交通の利便性といった生活機能を考えましょう。地域によっては、公園が少ない等の被災前の街並みに課題があった場合には、その課題を解決していくことも必要です。

道路や公園等の公共施設の整備にあたっては、街路事業、土地区画整理事業といった事業等を活用して進めていくことから、市と意見交換しながらまちづくりを検討し、各地域での復興まちづくり計画としてまとめましょう。



# もっとくわしく知りたい方は…

こんなとき	参考のパンフレット等	問い合わせ窓口
洪水や土砂災害の危険や避難場所を知りたい	「香南市防災マップ」	香南市 防災対策課 (0887-57-8501)
南海トラフ地震の揺れと津波と、被害について知りたい	南海トラフ地震による被害想定調査結果(H25.12)	香南市 防災対策課 (0887-57-8501)
自主防災活動について知りたい	「自主防災活動事例集」	香南市 防災対策課 (0887-57-8501)
高齢者や障がいのある方などをどう支援したらよいか知りたい	「みんなで逃げる みんなで助かる」 (要配慮者の避難支援の手引き)	香南市 福祉事務所 (0887-57-8509)
人工透析を受けているが、どう備えたらいいか知りたい	「人工透析を受けられている皆さま 南海トラフ地震に備えましょう」	香南市 健康対策課 (0887-57-7516)
事業者としてどんな対策をすればいいか知りたい	「事業者の南海地震対策の手引き」 「南海地震に備える企業のBCP策定のための手引き」(改訂版)	香南市 防災対策課 (0887-57-8501) 香南市 商工観光課 (0887-50-3013)
外国の方に南海トラフ地震について伝えたい	南海地震に備えるための6ヶ国語版パンフレット・HP (英語・中国語・韓国語・タガログ語・インドネシア語・ベトナム語)	(公財) 高知県国際交流協会 (088-875-0022)
保育所・幼稚園・こども園や学校でどんな対策をすればよいか知りたい	「保育所・幼稚園等 防災マニュアル作成の手引き」 「高知県学校防災マニュアル作成の手引き(震災編)」(改訂版)」	香南市教育委員会 保育所・幼稚園・こども園: こども課 (0887-50-3021) 小中学校:学校教育課 (0887-50-3019)
学校で南海トラフ地震について教えたい	「高知県安全教育プログラム(震災編)」 「南海トラフ地震に備えて 命を守る防災BOOK」 「防災学習 南海トラフ地震に備えちよき(改訂版)」	高知県 学校安全対策課 (088-821-4533)
地区防災計画をつくりたい	「地区防災計画ガイドライン」	香南市 防災対策課 (0887-57-8501)
災害・避難カードをつくりたい	災害・避難カード事例集 <a href="http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/saigai_jireisyu.html">http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/saigai_jireisyu.html</a>	香南市 防災対策課 (0887-57-8501)
防災に関するイベントやニュース、教育コンテンツを知りたい	TEAM防災ジャパン <a href="https://bosaijapan.jp/">https://bosaijapan.jp/</a>	内閣府政策統括官 (防災担当)
防災・危機管理についてサイトで学びたい	防災・危機管理e-カレッジ <a href="http://open.fdma.go.jp/e-college/">http://open.fdma.go.jp/e-college/</a>	消防庁